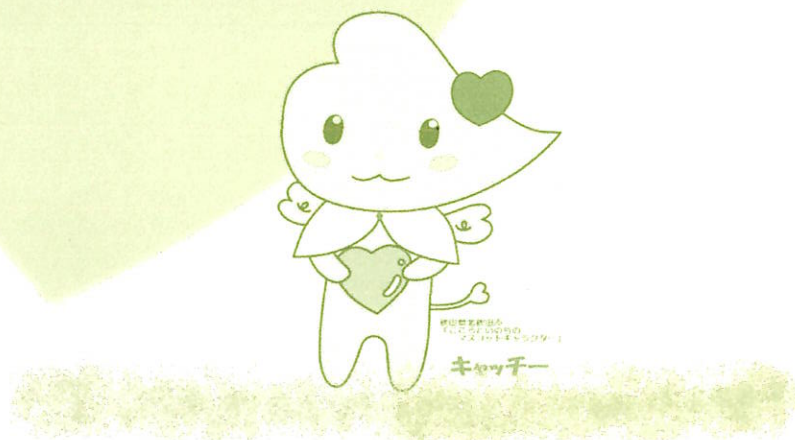


# 第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画

【令和6年度～令和10年度】



令和6年3月  
北 秋 田 市

# 目次

市長メッセージ		1
第1章	第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画策定にあたり	
	1 計画策定の趣旨	2
	2 計画の位置づけ	2
	3 計画期間	3
	4 計画の策定体制	3
第2章	北秋田市における自殺の現状と課題	
	1 北秋田市における自殺の現状	
	1 自殺者数・自殺率の推移	4
	2 男女別自殺者の推移	5
	3 年代別の自殺者数の割合	5
	4 原因・動機別自殺者数	6
	5 職業別の自殺者数	7
	6 有職者の自殺数	7
	7 自殺者の同居人の有無	8
	8 職業の有無と同居の有無との関係	8
	9 60歳以上の自殺者の同居人の有無	9
	10 75歳以上の高齢者のうつに関する割合	9
	11 自殺者の未遂歴の有無	10
	12 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022」 からみた北秋田市の自殺の特徴	11
	13 新型コロナウイルス感染症による影響について	12
	2 令和4年度北秋田市民意識調査からみた現状	
	1 日常生活で幸福だと感じる市民の割合	13
	2 自分や家族のことで、困っていることや心配ごとがある市民の割合	14
	3 市民が悩みや不安を誰に相談するかという割合	15
	4 自分が健康であると思う市民の割合	16
第3章	第1期北秋田市いのち支える自殺対策計画の主な取組と評価	
	1 国・地域における共通課題	17
	2 北秋田市の現状における重点課題	20

# 目次

第4章	第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画の基本的な考え方	
	1 自殺対策の基本理念	22
	2 計画の基本認識	23
	3 計画の数値目標	24
第5章	第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画の体系と取組	
	1 自殺対策の体系	25
	2 自殺対策の取組	
	1 地域におけるネットワークの強化	26
	2 自殺対策を支える人材の育成	27
	3 住民への啓発と周知	28
	4 生きることの促進要因への支援	29
	5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	33
	6 勤務・経営対策	35
	7 生活困窮者対策	36
	8 高齢者対策	38
	9 女性に対する支援	41
	3 評価指標	43
第6章	参考資料	
	1 自殺対策基本法	48
	2 自殺総合対策大綱の概要	52
	3 北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会設置要綱	53
	4 令和5年度北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員名簿	55
	5 北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進委員会設置要綱	56

## はじめに



我が国の自殺者数は、近年減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより令和2年からは増加傾向にあります。

国では、自殺対策基本法が平成28年に改正され「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての自治体に自殺対策計画の策定を義務づけ、さらに、平成29年7月には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されております。

本市では、「気づき、つなぎ、支えあう北秋田～誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり～」を理念に「北秋田市いのち支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定し、様々な関係機関との連携を図りながら自殺対策に取り組んでまいりました。

この度、これまでの取り組みの見直しを行い、2期計画を策定いたしました。2期計画では、1期計画で掲げた8つの施策に新たに「女性に対する支援」を加え、自殺対策のさらなる推進に取り組めます。

この計画により、市民の皆様、そして様々な関係機関との連携を図りながら、引き続き、基本理念のもと誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、お力添えを賜りました、北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会の皆様をはじめ、関係各位、そして市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

北秋田市長

津谷 永光

## 第1章 第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画策定にあたり

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成10年から急増し、14年連続して年間3万人を超える状態で推移してきました。人口動態統計によると、平成22年以降は3万人を下回っているものの、人口10万人当たりの自殺死亡率（以下「自殺率」）については主要先進7か国で最も高く、社会問題にもなっています。

秋田県の自殺率も昭和38年以降、全国を上回る状況が続き、平成15年には全国との差が過去最大の19.1ポイントまで拡大し、平成28年には7ポイント差に縮小したものの、平成27年からは3年連続で全国一高い自殺率になっています。

国では、平成18年に自殺対策基本法を施行し、翌年6月にはこの法律に基づき、自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱を閣議決定しました。その後、平成28年には自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、地域の実情に応じて国民一人一人に身近な地域において、それぞれの実情に応じた細やかな対策を講ずるよう、自殺対策への転換を図る必要性を指摘しており、全ての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定を義務付けています。平成29年7月には自殺対策基本法に基づき自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が新たに閣議決定され、自殺対策を「生きることの包括的な支援として推進する」など、5つの基本方針が示されています。

さらに令和4年10月14日には、自殺対策の指針として新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定しました。

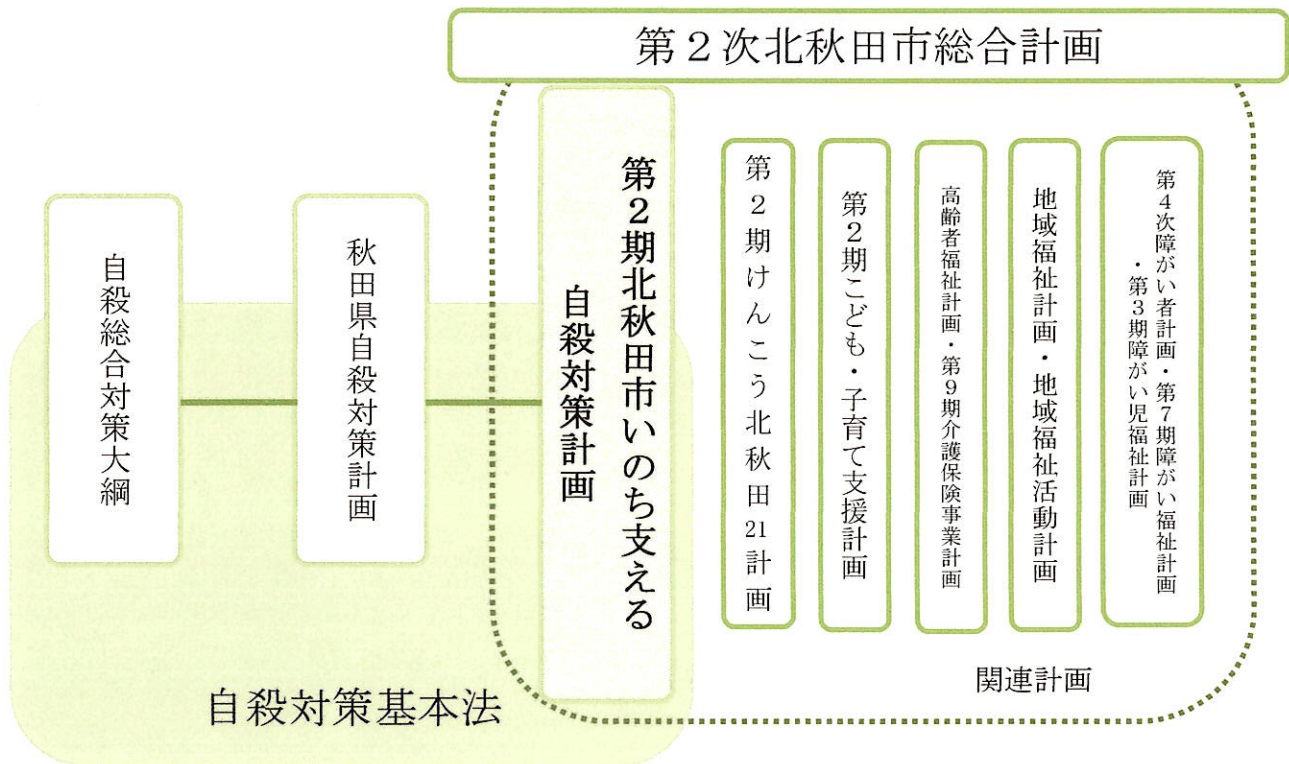
北秋田市では、平成31年3月に「北秋田市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。計画の期間が令和6年3月で終了することから、従来の計画内容を見直し、また、新たな自殺対策大綱の内容をふまえ、「第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画」を策定します。第2期の計画では、新たに「女性の対策」を加え自殺対策をより一層推進するための取組を強化します。

この計画の推進により、市民の自殺対策に対する意識やメンタルヘルスに対する意識が向上し、本市における「いのちを支える」取組がより一層広まることで、自殺に追い込まれることのない社会づくりを目指していきます。

### 2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として、自殺総合対策大綱および秋田県自殺対策計画を勘案し、本市の実情を踏まえ策定するものです。

さらに、市政の基本方針「第2次北秋田市総合計画後期基本計画」等の関連計画との整合を図り、一体的に推進するものとします。



### 3 計画期間

自殺総合対策大綱は、概ね5年を目処に見直しが行われることとされており、また、秋田県自殺対策計画においても計画期間を5年としていることから、それらとの整合性を図り、本計画も5年計画とします。期間は令和6年度を初年度とし、令和10年度を最終年度とします。

### 4 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、北秋田市健康福祉部医療健康課が事務局となり、相談窓口を持つ機関や団体及び行政機関をメンバーとする「北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会」と、「北秋田市いのち支える庁内推進会議」を開催し、各機関、団体相互の情報の共有化を図るとともに、各種事業の実施にあたっては各機関及び団体相互の連帯及び協働を図り、総合的な自殺対策の推進を図ることとします。

また、計画策定後は、北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会において、随時計画の進捗状況等について点検、評価を行い、その着実な推進を図ります。

## 第2章 北秋田市における自殺の現状と課題

### 1 北秋田市における自殺の現状

#### 1 自殺者数・自殺率の推移

人口動態統計によると、全国の自殺者数は平成10年に前年の23,494人から8,000人余り増加し3万人を超え、その後は3万人前後で推移していましたが、平成22年以降は2万人台で推移しています。

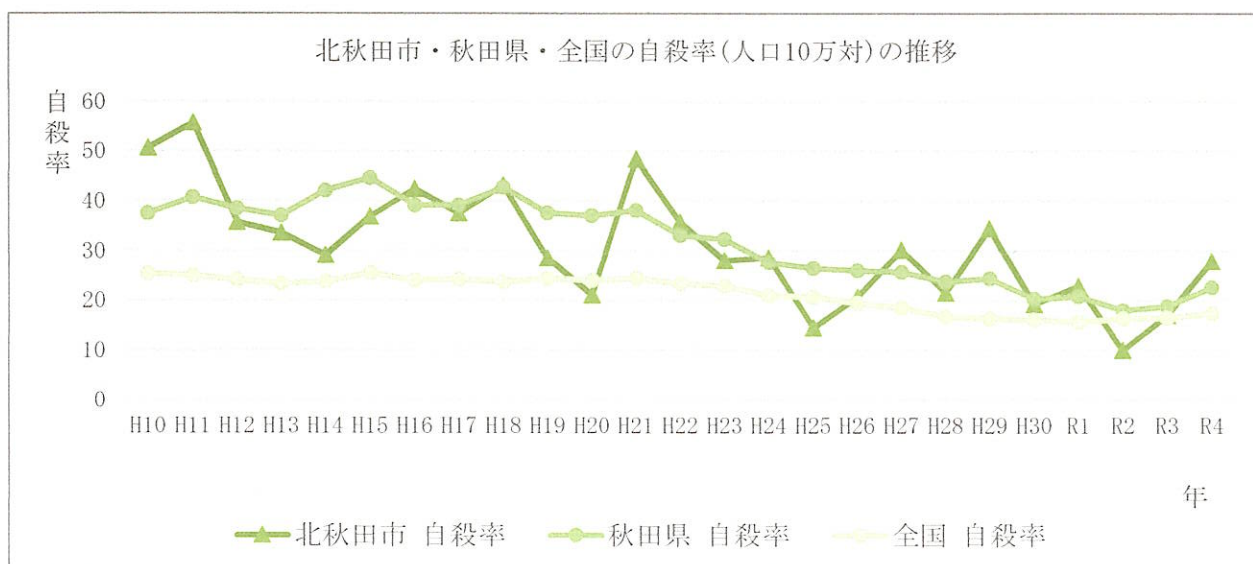
自殺率は、平成15年の25.5をピークに、平成21年以降は減少が続いています。

北秋田市の自殺者数は、過去20年のうち、平成11年の24人が最も多く、自殺率も55.7と非常に高率でした。令和2年には自殺者数3人と減少しましたが、それ以降増加が続いています。

【北秋田市・秋田県・全国の自殺者数と自殺率（人口10万対）】

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
北秋田市	自殺者数(人)	15	17	11	8	18	13	10	10	5	7	10	7	11	6	7	3	5	8
	自殺率	37.5	43.1	28.5	21.1	48.4	35.7	28.0	28.6	14.5	20.7	30.2	21.5	34.5	19.2	22.9	10.0	17.0	27.9
秋田県	自殺者数(人)	447	482	420	410	416	358	346	293	277	269	262	240	242	199	200	172	177	209
	自殺率	39.1	42.7	37.6	37.1	38.1	33.1	32.3	27.6	26.5	26.0	25.7	23.8	24.4	20.3	20.8	18.0	18.8	22.6
全国	自殺者数(人)	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,021	20,468	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252
	自殺率	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

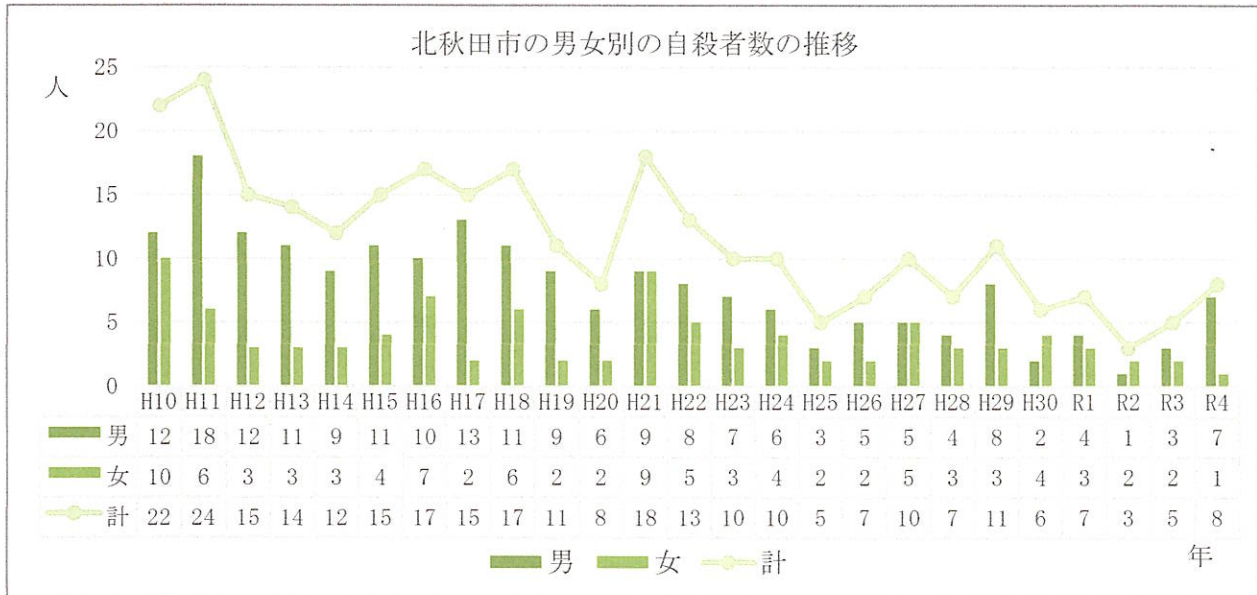
(人口動態統計)



(人口動態統計)

## 2 男女別自殺者数の推移

男女の比較では、年によりばらつきは見られますが、女性より男性の自殺者数が数倍多くなっています。男性の自殺者数が増加傾向にあります。

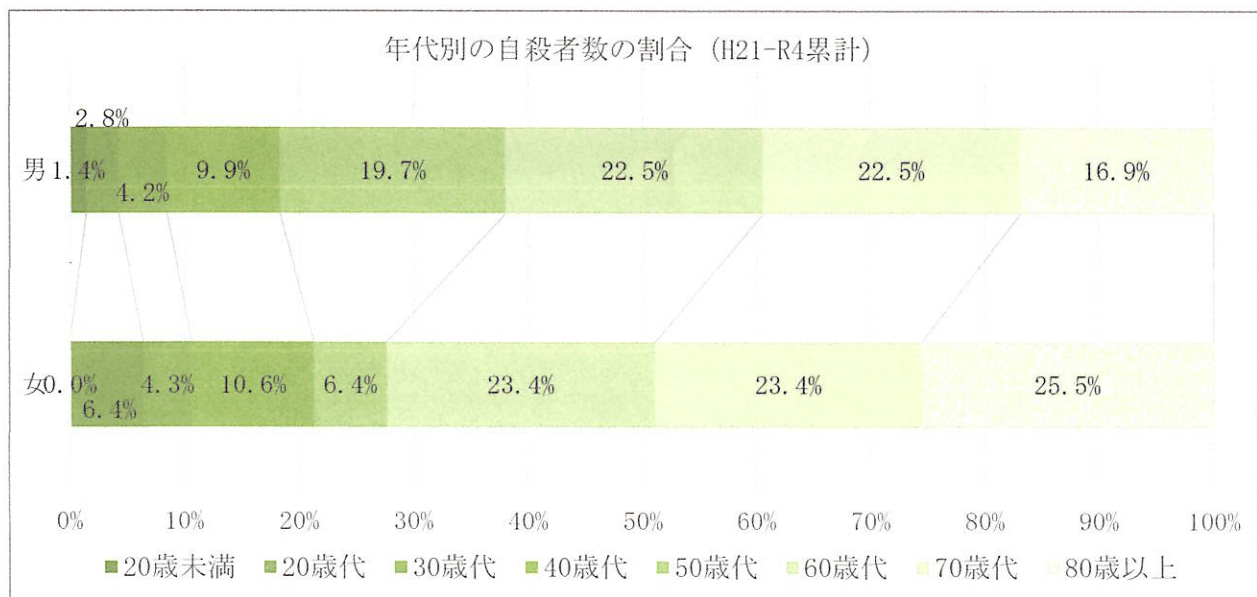


(人口動態統計)

## 3 年代別の自殺者数の割合

年代別にみると、男性は60歳代と70歳代の自殺者が多く全体の4割を超えています。また、女性では80歳以上の自殺者が多く、男女で違いが見られます。

特に50歳代をみると、男性は女性の約3倍自殺者が多くなっています。

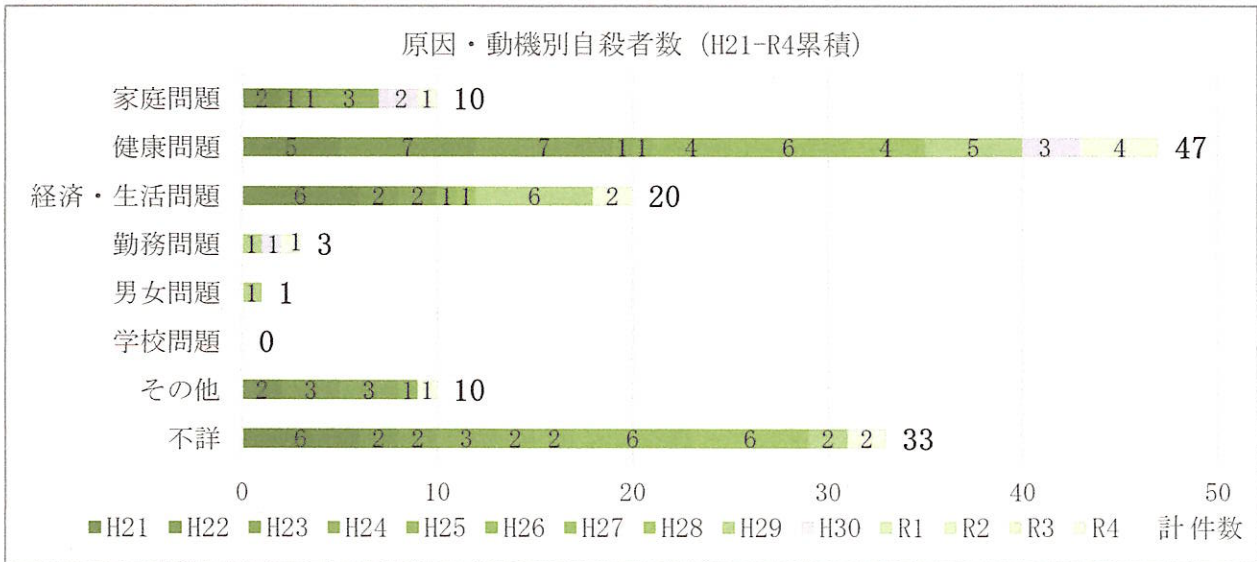


(警察庁自殺統計)



## 4 原因・動機別自殺者数

自殺の多くは多様かつ複合的な原因および背景を有しており、様々な要因が連鎖して起きています。原因・動機については、明らかに推定できるものを1人につき3つまで計上していますが、健康問題が多く挙げられ、次いで経済・生活問題が挙げられています。



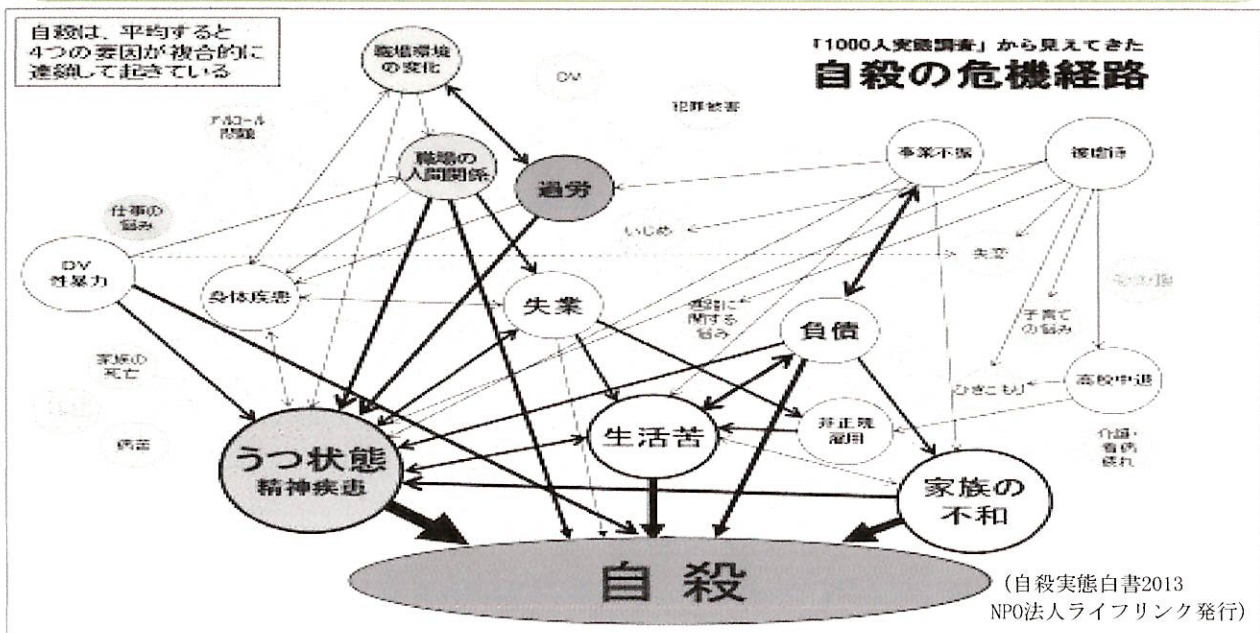
(警察庁自殺統計)

### 参考

自殺で亡くなった人は、平均すると4つの要因（悩みや問題）を複合的に抱えていたことが実態調査から明らかになりました。

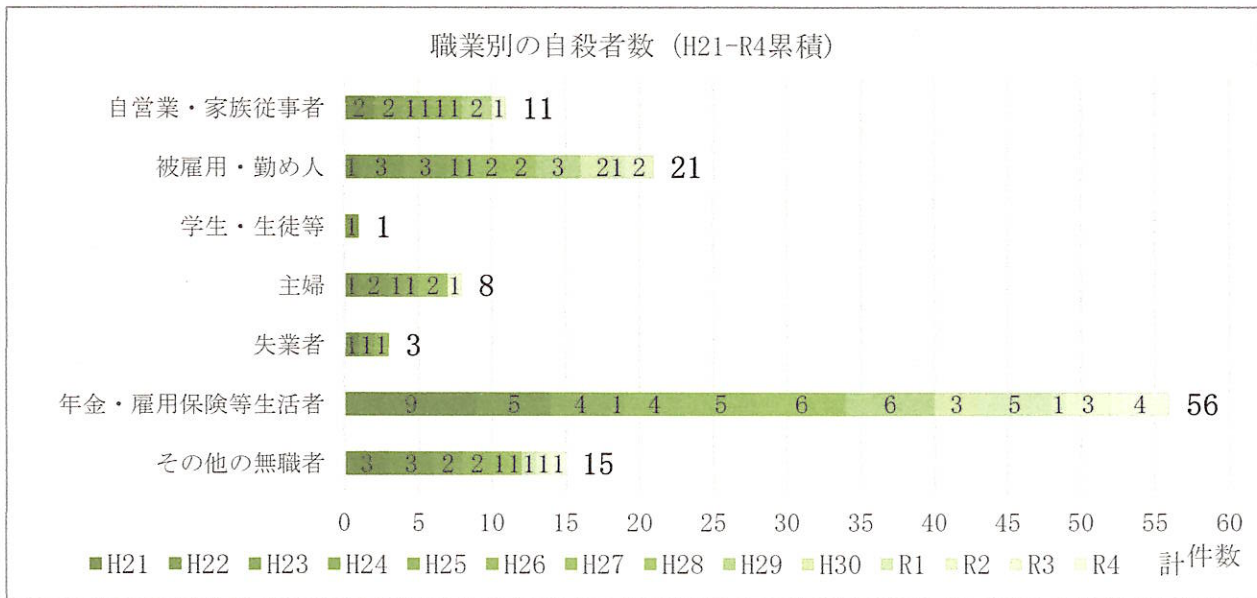
この調査は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが、自殺で亡くなった523人の実態について、ご遺族への聞き取り調査（「声なき声に耳を傾ける自殺実態1000人調査」）を5年かけ実施し、その分析した結果から公表された「自殺実態白書2013」によるものです。

例えば、身体疾患がきっかけで、休職・失業し、生活苦に陥り、多重債務を抱えて、うつ病になり自殺に追い込まれていく。職場環境の変化がきっかけで、仕事の悩みが人間関係のこじれを生じさせ、過労も重なり、うつ病を患い自殺に追い込まれていく。このような要因が重なり合い、追い込まれて亡くなっています。



### 5 職業別の自殺者数

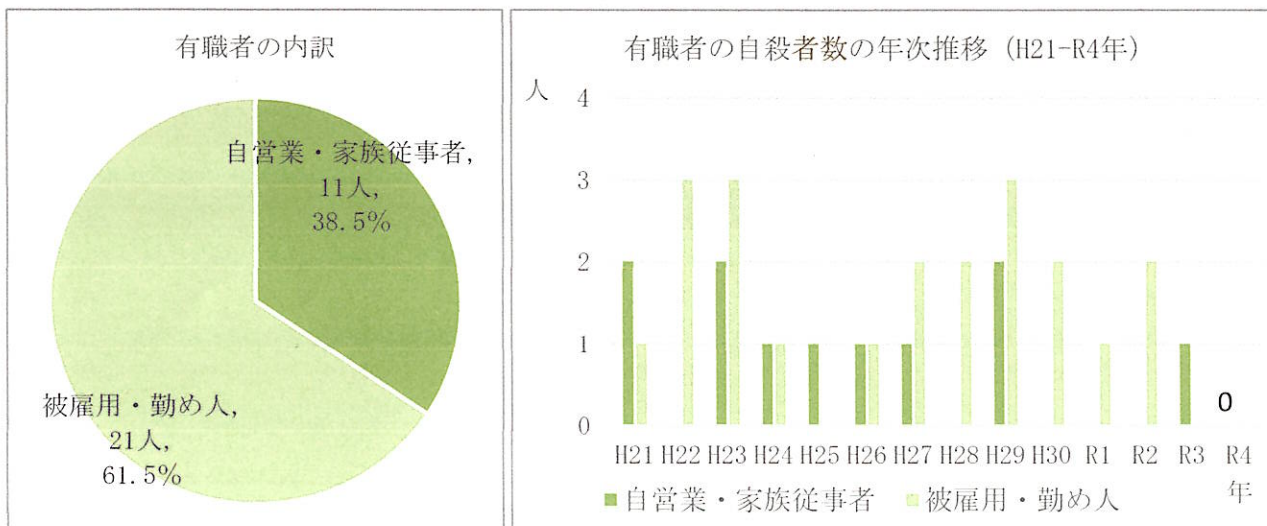
年金・雇用保険等生活者、主婦、失業者を含む無職者の自殺者数が一番多く、次いで会社員などの被雇用者・勤め人と続いています。秋田県、全国と比較しても同じような状況が見られます。



(警察庁自殺統計)

### 6 有職者の自殺者数

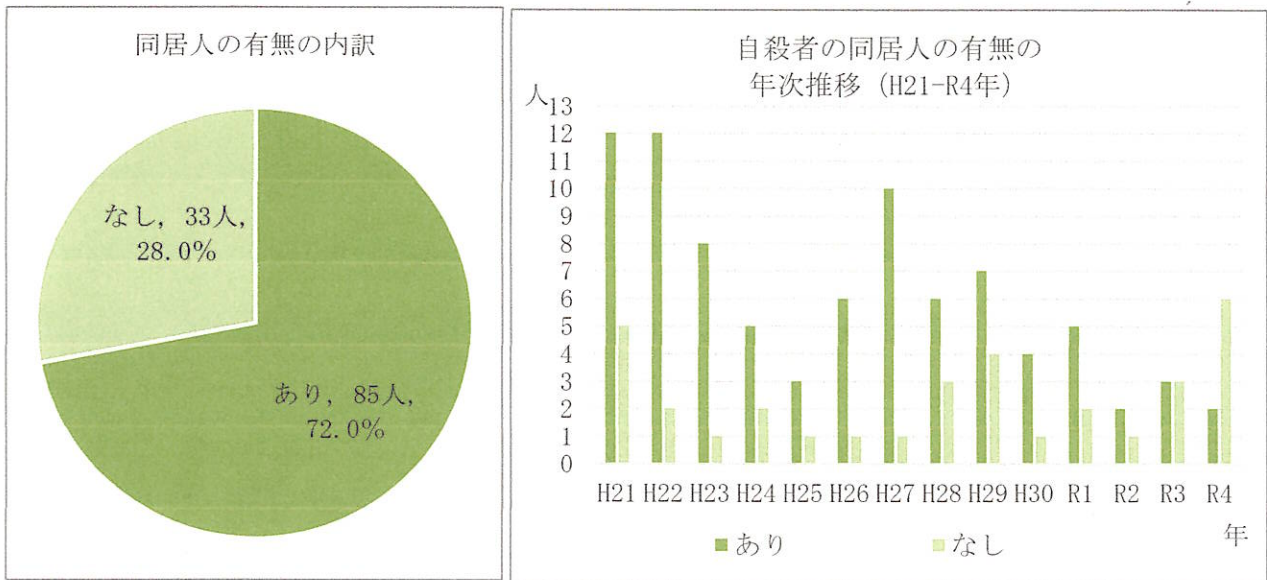
有職者の職業内訳をみると、被雇用・勤め人の自殺者は自営業・家族従事者の自殺者の約1.8倍多く見られます。年次推移をみると平成23年と29年には有職者の自殺者が5人おり、その年の全体数の半数を占めています。



(警察庁自殺統計)

## 7 自殺者の同居人の有無

自殺者の同居人の有無では、同居家族がいる人の自殺の割合が高く、同居家族がない人の自殺に比べ約2.5倍高くなっています。



(警察庁自殺統計)

## 8 職業の有無と同居の有無との関係

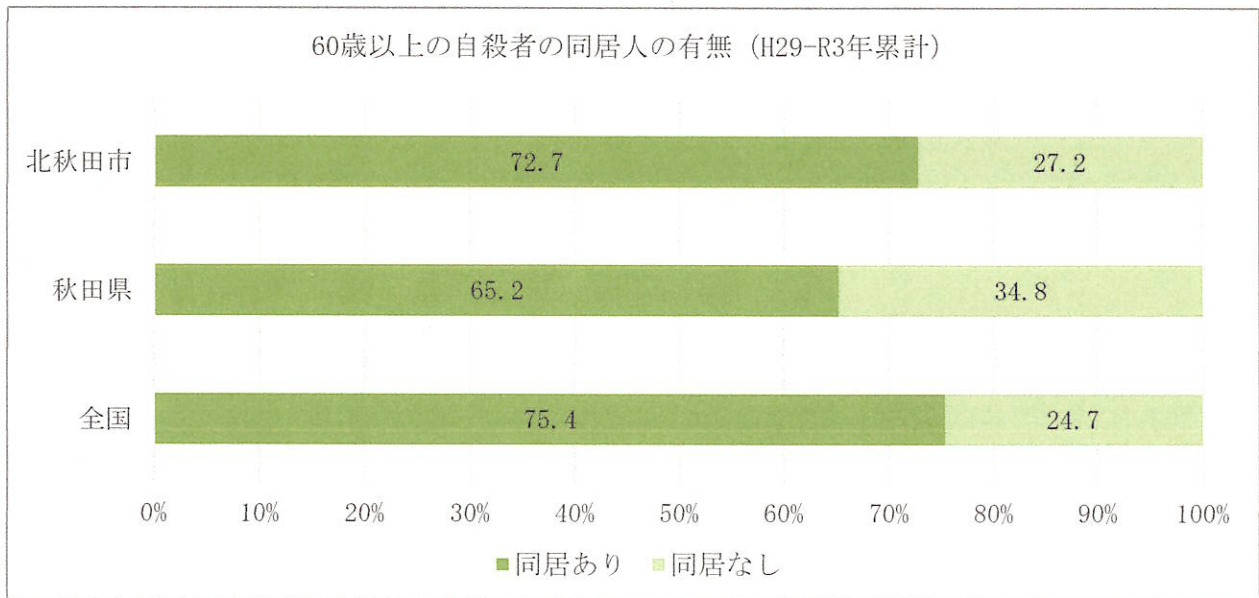
男女共に60歳以上の無職者で同居家族がいる人の割合が全国と比較すると2倍ほど多く、男性では18.8%、女性では21.9%を占めています。



(地域自殺実態プロファイル2022)

## 9 60歳以上の自殺者の同居人の有無

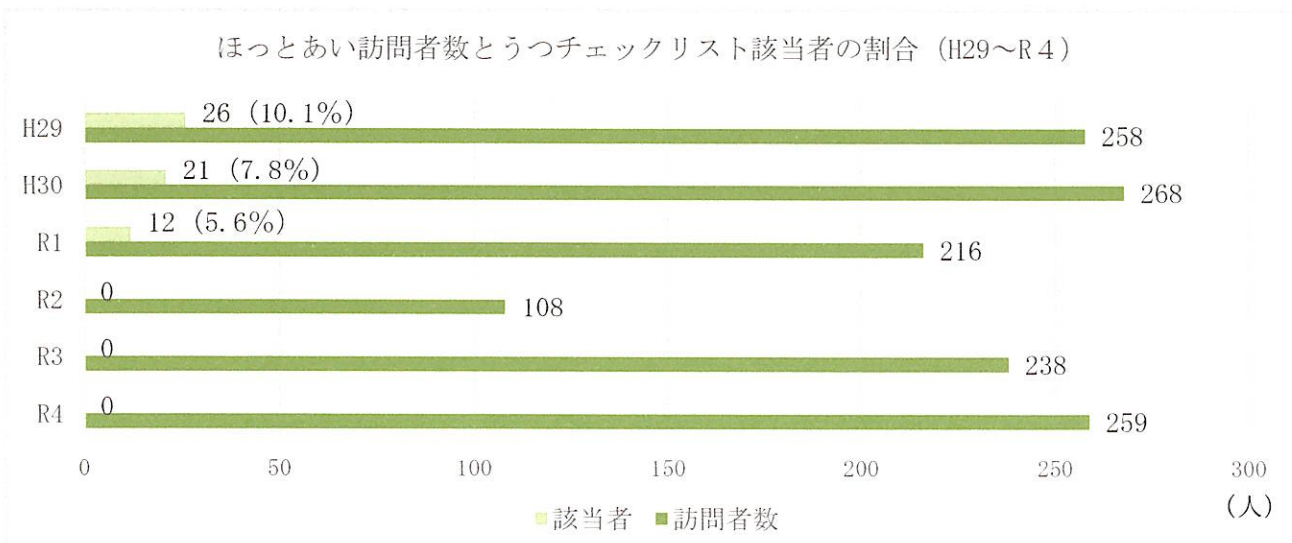
60歳以上の高齢者の自殺者のうち、同居家族がいる方の自殺は一人暮らしの方の自殺より多く、全国及び秋田県と同様に7割以上を占めています。



(地域自殺実態プロファイル2022)

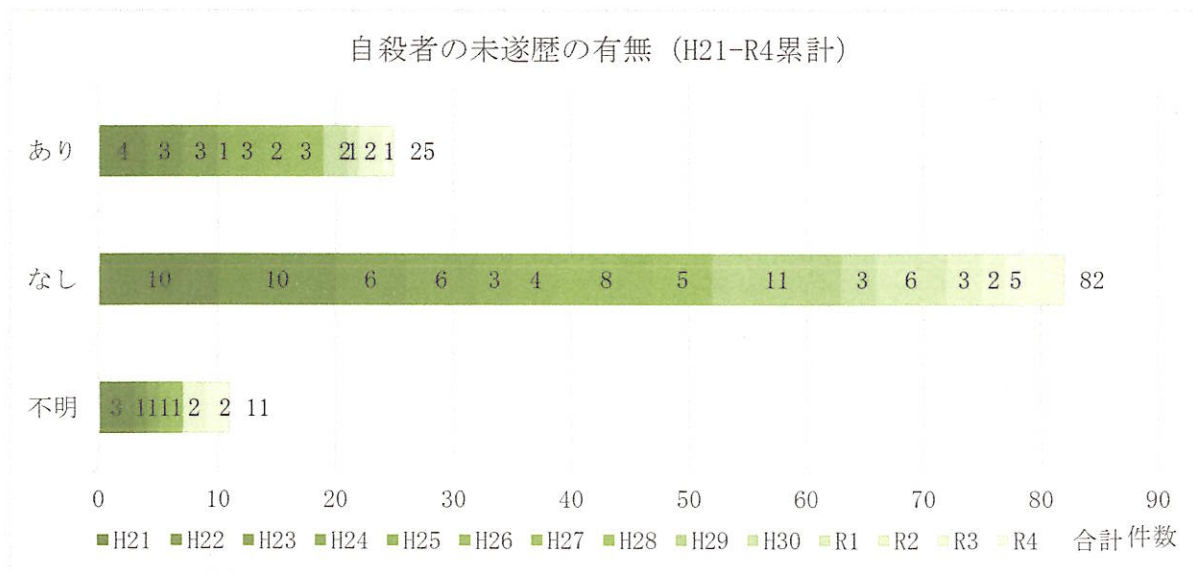
## 10 75歳以上の高齢者のうつに関する割合

平成29年からほっとあい訪問でうつチェックリストを取り入れ実施したところ、うつに関する5項目の内2項目以上該当した方の割合は、平成29年10.1%、平成30年7.8%、令和1年5.6%となっております。令和2年から令和4年にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面相談が十分に行えず、うつチェックリスト該当者は0人でした。しかし、サービス等の利用で支援が必要な方もおり継続して訪問で対応しました。



## 1.1 自殺者の未遂歴の有無

自殺未遂歴を見ると約4.6人に1人、21.8%となっています。



(警察庁自殺統計)

### 自殺統計の種類

#### 人口動態統計：厚生労働省

- 日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上しています。
- 自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しません。

#### 自殺統計：警察庁

- 総人口（日本における外国人も含む）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点で計上しています。
- 捜査等により、自殺と判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

#### 地域自殺実態プロファイル2022：自殺総合対策推進センター

- 警察庁自殺統計原票データに基づき、自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したもので、市町村、都道府県別に作成され提供されたものです。平成29年から令和3年の5年合計の集計を主に用いています。

## 1.2 自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022」からみた北秋田市の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターから提供された地域自殺実態プロファイル2022の北秋田市のデータから抜粋しました。

### ■北秋田市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成29年～令和3年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 女性60歳以上無職同居	7	21.9%	25.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位: 男性60歳以上無職同居	6	18.8%	38.4	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位: 男性60歳以上無職独居	3	9.4%	104.4	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位: 男性60歳以上有職同居	3	9.4%	27.1	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位: 男性40～59歳無職独居	2	6.3%	785.3	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

\* 自殺率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

\*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

### ■北秋田市の自殺の特性の評価（平成29年～令和3年合計）

	指標	ランク
総数 <sup>1)</sup>	19.9	★
20歳未満 <sup>1)</sup>	0.0	—a
20歳代 <sup>1)</sup>	21.7	★a
30歳代 <sup>1)</sup>	16.2	—a
40歳代 <sup>1)</sup>	23.0	★a
50歳代 <sup>1)</sup>	9.5	—
60歳代 <sup>1)</sup>	27.5	★★★a
70歳代 <sup>1)</sup>	23.3	★a
80歳以上 <sup>1)</sup>	29.9	★
男性 <sup>1)</sup>	25.2	—a
女性 <sup>1)</sup>	15.2	★★
若年者(20～39歳) <sup>1)</sup>	18.5	—a
高齢者(70歳以上) <sup>1)</sup>	26.7	★
勤務・経営 <sup>2)</sup>	15.8	—
無職者・失業者 <sup>2)</sup>	36.6	★★★★a

- 1) 自殺統計にもとづく自殺率（10万対）。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 2) 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺率（10万対）。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

#### ランクの標章

ランク	
★★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10～20%
★	上位20～40%
—	その他

※市区町村について全国市区町村に対するランクを評価した。

### 1.3 新型コロナウイルス感染症による影響について

令和4年10月14日、国の自殺の実態を踏まえ「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

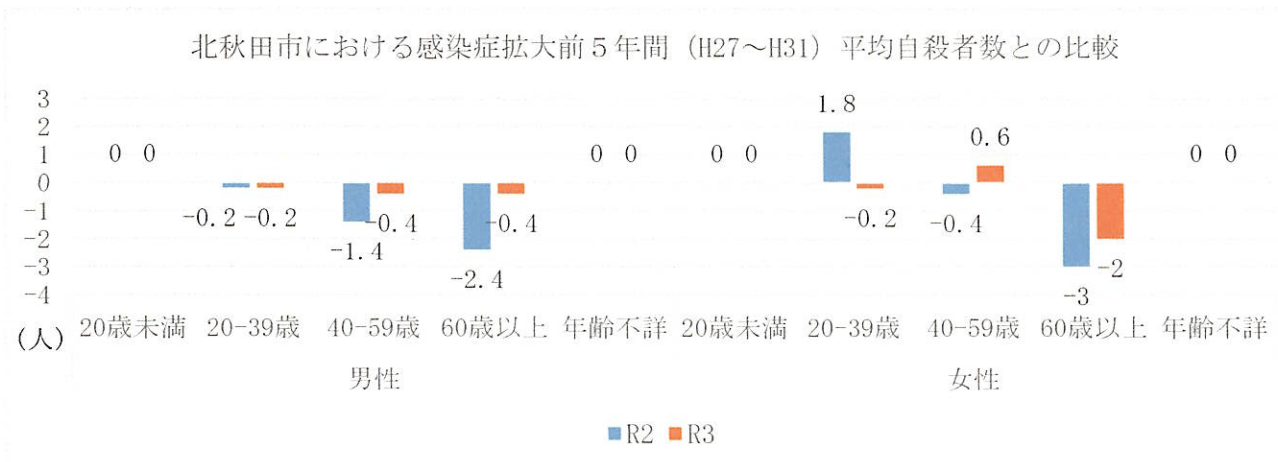
自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があつたと考えられます。しかし、自殺者数は依然として年間2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いています。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、国は今後5年間で取り組むべき施策に妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけ、推進・強化を掲げています。

また、新たな自殺総合対策大綱の「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」では、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした生活様式など様々な変化が生じていることが示されています。また、女性や子ども・若者の自殺が増加し、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されます。さらに新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっておらず、引き続き自殺への影響について情報収集・分析を行う必要があるとしています。

北秋田市においては、令和2年と令和3年の男女別・年齢階級別の自殺者数について、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の5年間（平成27年～平成31年）の自殺者数の平均と比較したところ、令和2年との比較では20～39歳の女性、令和3年との比較では40～59歳の女性において平均よりも高値となっています。

警察庁の自殺統計からは、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前と比較し、健康問題、経済・生活問題が自殺の原因と思われる自殺者数が増加しています。ただし、新型コロナウイルス感染症との関連については明らかではなく、今後分析が必要とされています。

経済的な要因が原因とされる自殺や、全国的に女性や子どもの自殺が増加している背景と合わせ、新型コロナウイルス感染症による影響が自殺者数の増加に関連しているのか国の分析にも注視していく必要があります。



(地域自殺実態プロフィール2022)

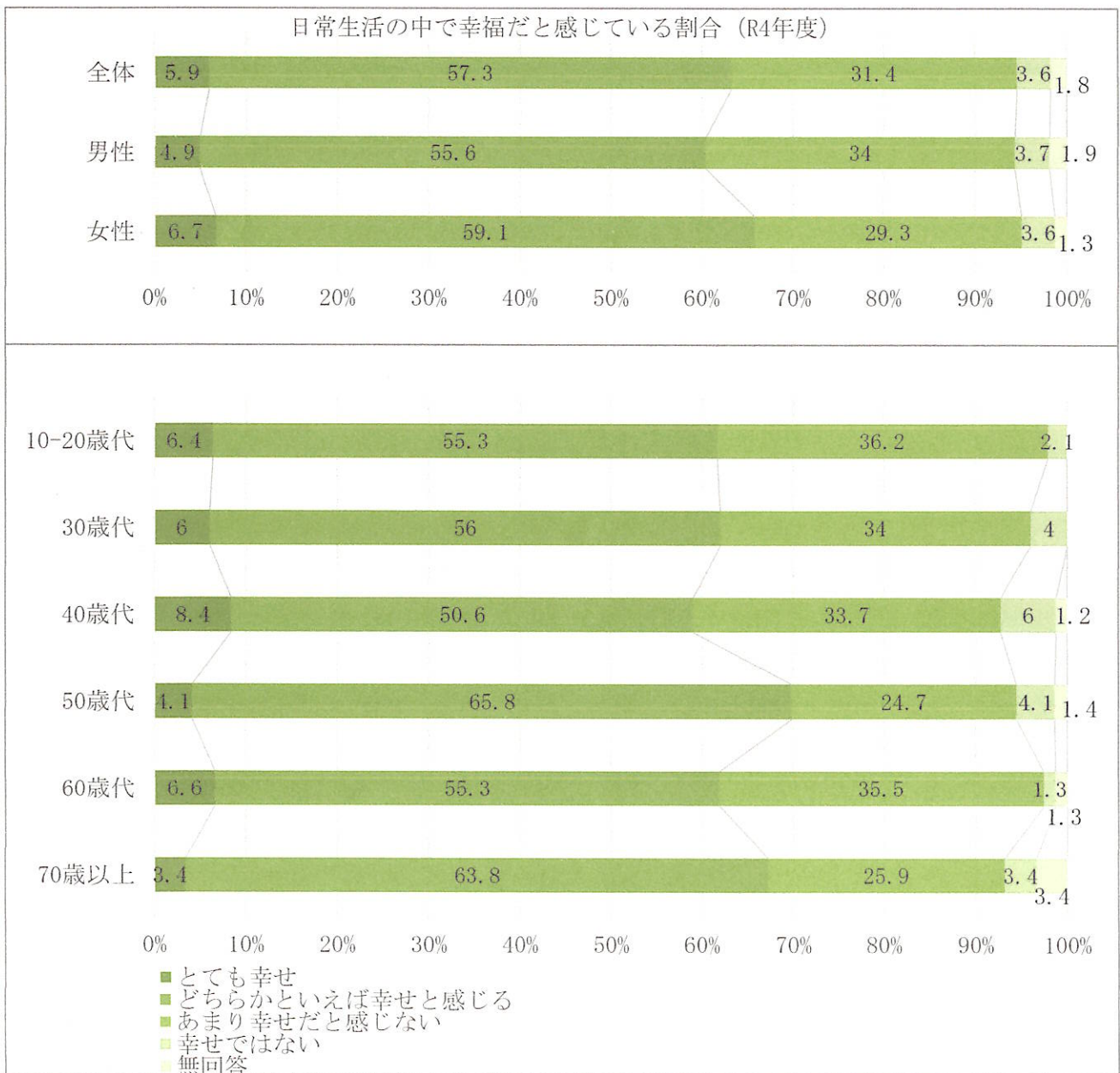
## 2 令和4年度北秋田市民意識調査からみた現状

### 1 日常生活で幸福だと感じる市民の割合

日常生活で幸福だと感じる市民の割合は、「とても幸せだと感じる」「どちらかといえば幸せだと感じる」と答えた割合の合計が63.2%でした。

同じように男女を比較すると、女性の方が、「とても幸せだと感じる」「どちらかといえば幸せだと感じる」割合の方が多く65.8%で、男性は60.5%でした。

一方、年代別でみると、「あまり幸せだと感じない」「幸せではない」と答えた割合が、40歳代で39.7%と最も高くなっています。



(令和4年度北秋田市民意識調査)

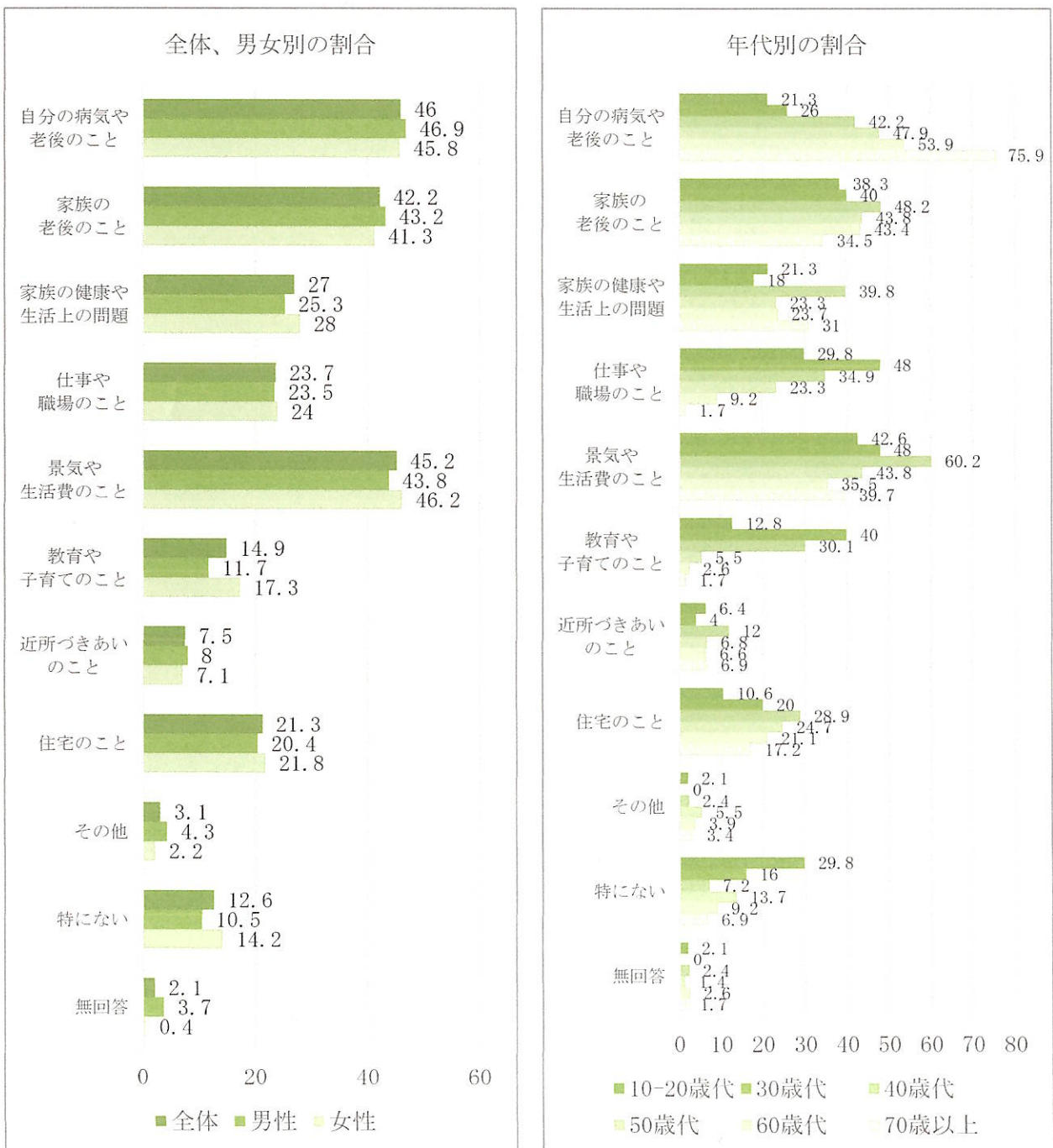


2 自分や家族のことで、困っていることや心配ごとがある市民の割合（複数回答）

自分や家族のことで困っていることや心配ごとがある市民の割合では、「自分の病気や老後のこと」と答えた割合が46.0%と高く、続いて「景気や生活費のこと」が45.2%、「家族の老後のこと」が42.2%、「家族の健康や生活上の問題」が27.0%となっています。

男女別では、それほど大きな差は見られませんでした。

年代別では、「自分の病気や老後のこと」70歳以上が75.9%と割合が高くなっています。また、「家族の老後のこと」、「家族の健康や生活上の問題」、「景気や生活費のこと」「近所づきあいのこと」、「住宅のこと」の割合は40歳代が最も高くなっています。



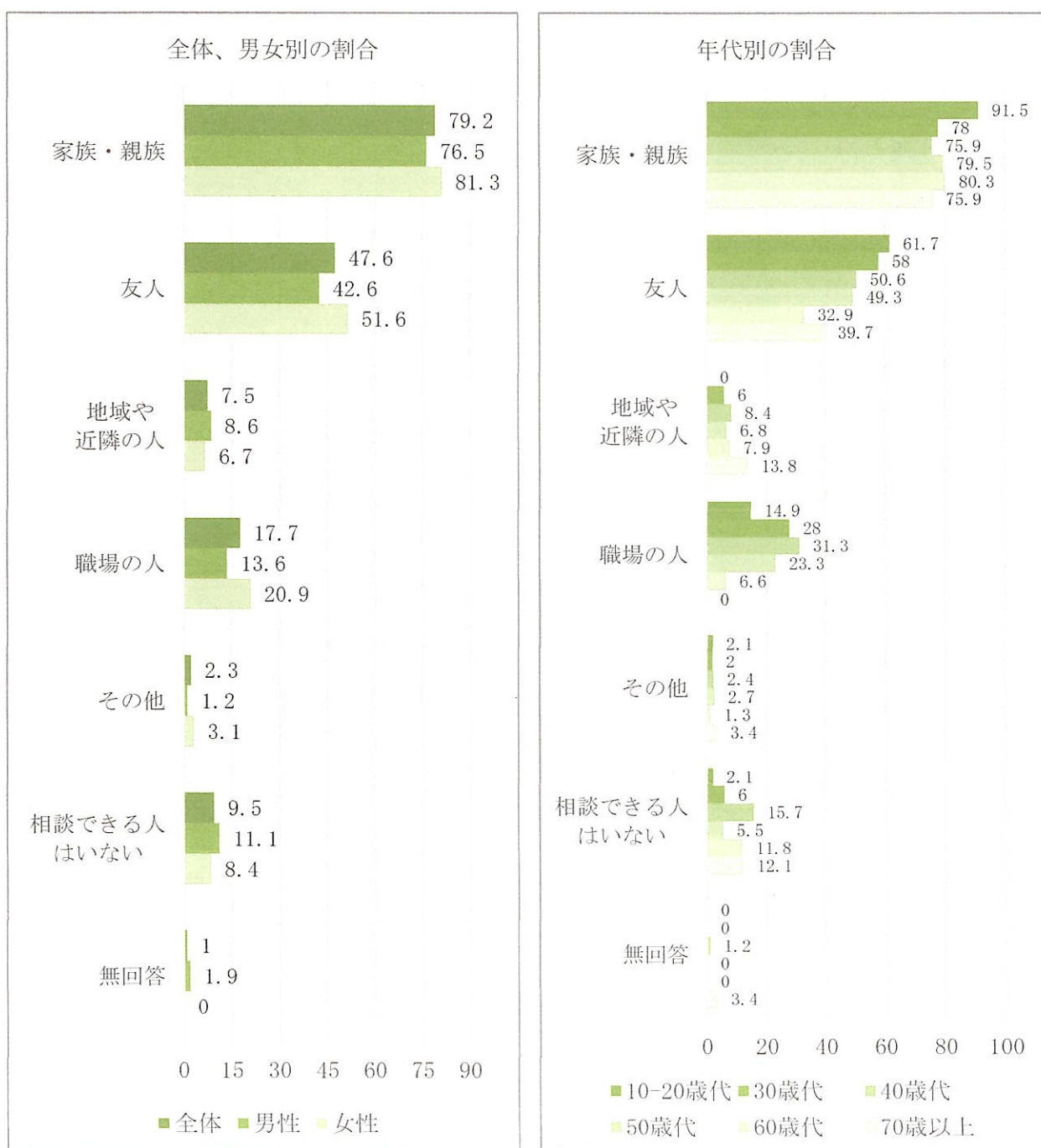
(令和4年度北秋田市民意識調査)

### 3 市民が悩みや不安を誰に相談するかという割合（複数回答）

悩みや不安を誰に相談するかという割合は、「家族・親族」と答えた割合が79.2%と最も高く、次いで「友人」が47.6%となっています。

男女別では、「家族・親族」、「友人」、「職場の人」の割合がそれぞれ女性に比べ男性が低くなっています。

年代別では、「家族・親族」と「友人」の割合は、それぞれ10～20歳代が最も高くなっている他、40歳代では「誰も相談する人はいない」と答えた割合が15.7%と高くなっています。

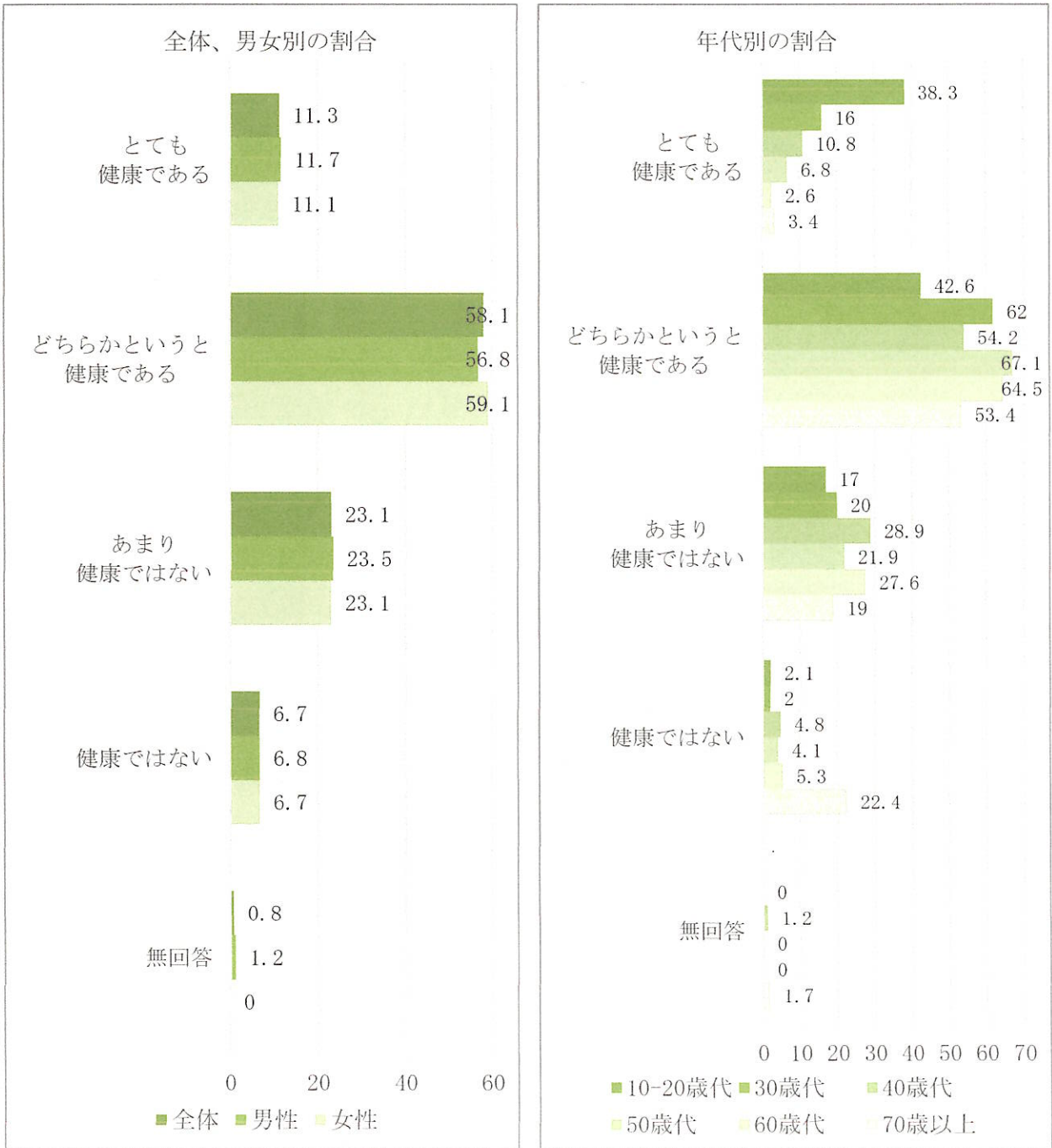


(令和4年度北秋田市民意識調査)

## 4 自分が健康であると思う市民の割合

自分が健康であると思う割合は、「とても健康である」「どちらかといえば健康である」と答えた割合の合計が69.4%、「あまり健康ではない」「健康ではない」と答えた割合の合計は29.8%でした。

男女別では、それほど大きな差は見られませんでした。



(令和4年度北秋田市民意識調査)

## 第3章 第1期北秋田市いのち支える自殺対策計画の主な取組と評価

## 1 国・地域における共通課題

## 1 地域におけるネットワークの強化

## 主な取組

- 北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会において、自殺対策計画推進事業の進捗状況の評価と、関係機関との情報交換・検討を行いました。
- 北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進委員会を開催し、庁内の自殺対策に関する事業の推進と周知徹底を図りました。

## 【評価】

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、一部未実施となりましたが、委員会を開催することにより関係機関とのネットワークの強化を図ることができました。今後も、関係機関と連携、強化を推進していきます。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会開催回数	3回	1回	1回
北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進委員会開催回数	4回	1回	1回

## 2 自殺対策を支える人材の育成

## 主な取組

- 地域に身近な相談できる存在の育成として、心のふれあい相談員新規認定者の人材育成の推進を図りました。
- 心はればれゲートキーパーを養成しました。

## 【評価】

- ・年度によってばらつきがありますが、心のふれあい相談員新規認定者数は目標に達しませんでした。周知の徹底や関係機関との連携を図り、人材を育成していきます。
- ・心はればれゲートキーパー養成講座は、民生委員の定例会で開催することで、新規の受講者が多く、地域におけるゲートキーパーの育成にもつながりました。

評価指標		平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
心のふれあい相談員新規認定者数		11人	10人以上	6人
心はればれゲートキーパー養成講座受講者数	県開催	39人	30人	13人
	巡回型	なし	40人	なし
	市役所職員	41人	30人	20人

### 3 住民への啓発と周知

#### 主な取組

- 自殺対策について、講演会などを通じて正しい知識の普及・啓発を行いました。
- 市のホームページなども活用し、より多くの住民への周知を行いました。

#### 【評価】

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、一部未実施となりましたが、テーマを年度毎に変え講演会を開催したことにより、普及啓発が図られました。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
心のふれあい相談員による自殺予防活動での啓発	4か所400人	6か所500人	なし
心の健康づくり講演会の参加人数	2回178人	2回150人	2回83人
普通救命講習・上級救命講習受講者への自殺予防に関する啓発	45回796人	500人	21回409人

### 4 生きることの促進要因への支援

#### 主な取組

- 自殺リスクを抱える人への支援として、電話や来所による随時の相談対応の他、臨床心理士による個別相談を行い、悩みを抱える相談者や、家族への支援を行いました。
- 心のふれあい相談員によるサロンを市内4会場で行い、地域で身近な相談の場として集う人の居場所づくりを充実させました。

#### 【評価】

- ・心の相談件数は年度によりばらつきはありますが、新規の相談も多く、市民へ浸透してきていることから今後も引き続き周知等を図り、相談対応を促進していきます。
- ・心のふれあい相談員によるサロンは、利用者数が増加傾向にあり、地域に身近な相談の場として定着しつつあります。今後も継続し、集う人の居場所づくりを推進していきます。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
心の健康相談をする人数（来所、相談、電話での保健師相談対応）	82件	相談窓口として機能継続	24件
心のふれあい相談員によるサロンの利用者数	4会場645人	4会場720人	4会場540人
誰も相談する人がいないと回答する市民の割合※	8.0%	前年度より減少	9.5%

※北秋田市民意識調査 心と身体に関する設問「あなたは、悩みや不安を相談できる人はいますか」調査結果より

## 5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

### 主な取組

○令和元年より取組を行い、令和3年からは市内全中学校において、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を行いました。

### 【評価】

- ・市内すべての中学校で実施しており、SOSを出すことへの理解が深められたことから、今後も各校と連携を図り、継続して実施していきます。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育実施学校数	なし	全中学校	全中学校205人
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合※	89.7%	90%以上	82.1%
将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合※	84.6%	85%以上	79.8%

※文部科学省 国立教育政策研究所 「全国学力・学習状況調査」報告書による北秋田市内中学3年生の生徒の調査結果  
(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計に基づき作成)

## 2 北秋田市の現状における重点課題

### 1 勤務・経営に関する課題

#### 主な取組

- 経営者に対する相談の実施
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

#### 【評価】

- ・地域自殺実態プロフィールからみた本市の特徴では、自営業・家族従事者、被雇用者・勤め人の自殺者数の割合が全国よりも高くなっています。この結果からも、多様な相談に対応できる総合相談窓口設置の継続が必要です。
- ・ストレスチェック判定による、ストレスの高い割合は年々減少傾向にありますが、働き世代の30歳代、40歳代の自殺者が全体の約15%を占めており、職場におけるメンタルヘルス対策が求められます。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
エキスパートによる個別相談件数（経営危機に陥る前の各種支援）	56件	相談窓口としての機能を継続	56件
経営改善普及事業を利用する件数（経営指導員・支援員による巡回訪問）	4,823件	相談窓口としての機能を継続	5,407件
ストレスチェックの受診率※1	96.6%	100%	99.3%
ストレスチェック判定による「やや高い」「高い」割合※2	52.8%	前年度より減少	50.1%

※1 労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェック制度で北秋田市役所では平成28年度より実施。

※2 判定区分はストレスが「低い」「やや低い」「やや高い」「高い」の4区分。

### 2 生活困窮者に関する課題

#### 主な取組

- 複合的な問題を抱えている生活困窮者に対し、必要な相談や支援につなげました。

#### 【評価】

- ・相談件数、フードバンク支援の利用件数は増加傾向にあり、支援を必要としている人は今後も増加していくことが予想されることから、引き続き相談支援を実施していきます。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
消費生活相談による相談件数	98件	支援窓口機能の継続	105件
北秋田くらし相談支援センターで支援する新規相談受付件数	72件	支援窓口機能の継続	78件
フードバンク支援の利用件数	27件	支援窓口機能の継続	65件

### 3 高齢者に関する課題

#### 主な取組

- 包括的な支援の推進のため、関係団体との連携を強化しました。
- 高齢者への相談支援に加え、社会参加の強化と孤独・孤立防止への働きかけを行いました。

#### 【評価】

- ・高齢者が認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、正しい知識の啓発や家族を支援するための認知症サポーターを養成しており、今後も地域と連携した支援体制の構築を図りながら継続して実施していきます。
- ・高齢者の巡回訪問において、心身の健康状態の確認と同時にうつチェックを実施しました。今後もうつのリスクが高く支援が必要な人へは関係機関との連携や、継続訪問を実施していきます。

評価指標	平成30年度 (現状)	令和4年度 (計画目標)	令和4年度 (実績)
認知症サポーター養成講座の受講者への自殺予防に関する啓発	507人	500人	163人
ホッとあい訪問等で実施した高齢者のうつチェックによる介入対象者の割合	17.8%	10%	0%
うつチェックの二次アセスメント実施者のうち関係機関等につなぐことができた割合	100%	100%	100%



## 第4章 第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画の基本的な考え方

### 1 自殺対策の基本理念

本市では、平成31年3月に「北秋田市いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

令和2年に自殺者数3人、自殺率10.0%と減少し、これまでの取組みの成果が見えてきていると考えられます。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、それ以降は再び増加しており、市民のこころの健康を守るため今後これまでの施策をより強化していくことが求められます。

自殺の多くは追い込まれた末の死といわれており、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。とあります。

見直し後の自殺総合対策大綱のポイントとして、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた対策の推進」などを追加し、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化を掲げています。

本市でもこれらを踏まえ、基本理念を1期計画と同様、「気づき、つながり、支えあう北秋田～誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり～」とし、自殺対策を推進していきます。

### 「気づき、つながり、支えあう北秋田 ～誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり～」

市民一人一人が、誰かのサインに気づき、つながり、手を差し伸べることにより、「自分は決して一人ではない」と感じ、生きていく希望を持つことができるやさしいまちづくりを目指します。

その実現に向け、自殺対策を基にした「生きる支援」を推進し、すべての市民が主役になる活動を支援していきます。

## 2 計画の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺総合対策とは「国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取り組みである」とあります。

自殺の要因が深刻化する前に、身近な人が悩んでいる人のサインに気づき、支援につなげる社会づくりを、行政、関係団体、民間団体がPDCAサイクルを推進していくことが必要です。

2期計画においても、以下の自殺総合対策大綱の基本認識を踏まえ自殺対策を推進していきます。

- ①自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ②年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ③新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ④地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 自殺総合対策大綱の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本方針に「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」ことが新たに付け加えられています。自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいきます。

本市においても、この新たに付け加えられた項目を踏まえ、以下の6項目を基本方針とし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

- ①生きることの包括的な支援として推進する
- ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④実践と啓発を両輪として推進する
- ⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- ⑥自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 3 計画の数値目標

自殺総合対策大綱において、誰も自殺におこまれることのない社会の実現を目指して、当面の数値目標として、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることを決めました。

(平成27年：18.5→令和8年：13.0以下)

本市においては、令和4年の自殺率は27.9となっており、1期計画時に設定した自殺率の令和5年目標値10.7と比べると目標値には届きませんでした。

本市の第2期けんこう北秋田21計画では、平成27年の自殺者数10人の現状を10年後の令和8年までに0人の目標を設定しています。一方で、これまでの自殺率の現状をみても減少している傾向にはありません。

コロナ禍において、自殺率の増加が見られたことなどを踏まえ、必要な対策を講じ、自殺率を減少させていく必要があります。

このことを踏まえ、1期計画での自殺者数3人以下という数値目標を継続し、自殺率の減少を目指します。

○令和10年までに自殺率11.9以下を目指します。

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		大綱の 基準年				本市の1期計画期間（5年間）					本市の2期計画期間（5年間）				
北秋田市	自殺者数	10人	7人	11人	6人	7人	3人	5人	8人	人口統計はR6年9月頃発表	前年より1名以上減少	前年より1名以上減少	前年より1名以上減少	前年より1名以上減少	3人以下
	自殺率	30.2	21.5	34.5	19.2	22.9	10.0	17.0	27.9		-	-	-	-	11.9以下※1
	自殺率の減少率	-	28.8%	14.2%増加	36.4%	24.2%	60.9%	43.7%	7.6%		-	-	-	-	60.6%
秋田県	自殺者数	262人	240人	242人	199人	200人	172人	177人	209人	170人以下	160人以下	150人以下	145人以下	140人以下	
	自殺率	25.7	23.8	24.4	20.3	20.8	18.0	18.8	22.6	18.6以下	17.8以下	16.8以下	16.6以下	16.3以下	
	自殺率の減少率	-	7.4%	5.1%	21.1%	19.1%	30.0%	26.8%	12.1%	27.6%以上	30.7%以上	34.6%以上	35.4%以上	36.6%以上	
全国	自殺者数	23,152人	21,021人	20,468人	20,031人	19,425人	20,243人	20,291人	21,252人	-	-	16,000人以下			
	自殺率	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	-	-	13.0以下			
	自殺率の減少率	-	9.2%	11.4%	13.0%	15.2%	11.4%	10.8%	6.0%	-	-	30%以上			

1) 自殺率・・・人口10万人当たりの自殺死亡者数

2) 自殺率の減少率・・・平成27年の大綱基準年の自殺率に対する減少割合

※1 令和5年12月国立社会保障・人口問題研究所の将来の地域別人口（5年毎の推計人口）から独自に推計した将来人口により自殺率を計算。2020年 30,198人、2025年 27,068人、1年毎に平均626人減少していくと仮定して2028年の推計人口を25,190人として計算

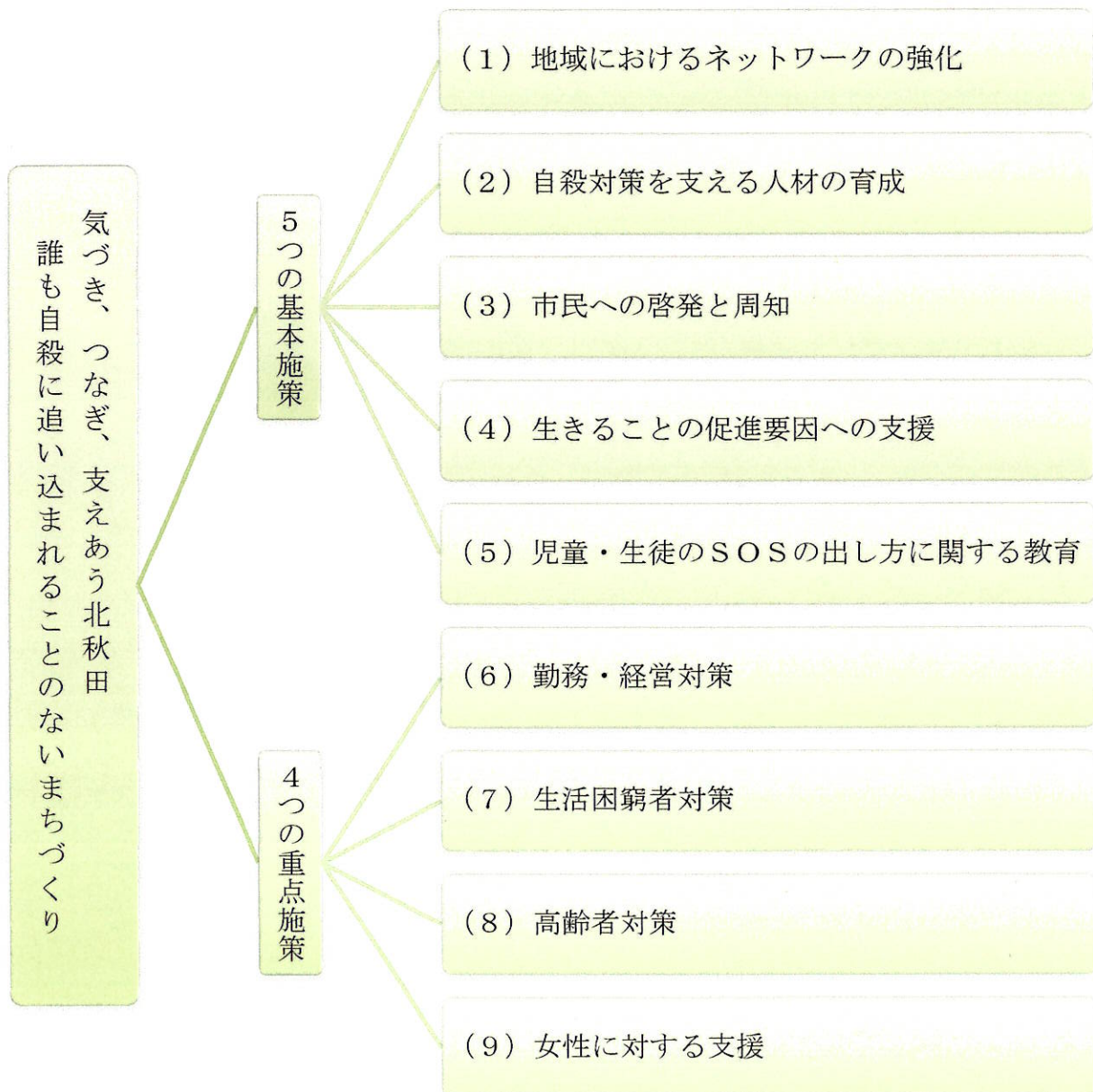
## 第5章 第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画の体系と取組

### 1 自殺対策の体系

基本理念「気づき、つながぎ、支えあう北秋田 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」に向けて、次のように体系を示します。

基本施策については、国よりナショナル・ミニマムとして全国的に実施することが望ましいとされる施策として5つ挙げられています。

重点施策については、本市の現状に加え、自殺総合対策推進センターから提供された自殺の特徴を示す地域自殺実態プロファイル2022の分析による結果と、新たな自殺総合対策大綱位置づけられ取組が強化された「女性に対する支援」を重点課題とします。



## 2 自殺対策の取組

## 1 地域におけるネットワークの強化（基本施策1）

誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを実現するためには、市、関係団体、民間団体、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

自殺対策を直接の目的にする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野でのネットワークの強化が生きる支援に資すると考え、それぞれの役割をつなげていきます。

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	北秋田市いのち支える 自殺対策計画策定・評価委員会	自殺対策計画の推進事業の進捗状況の評価を行うとともに、関係機関との情報交換・検討を行う。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
2	北秋田市いのち支える 自殺対策庁内推進委員会	庁内の自殺対策に関する事業の推進と部を構成する課や係への周知徹底を行う。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
3	鷹巣阿仁地域自殺予防 ネットワーク会議	県及び管内の自殺の状況把握及び課題を共有し、心の健康づくり・自殺予防対策を推進する。	鷹巣阿仁 福祉環境部	
4	鷹巣阿仁地域自殺 未遂者支援関係者会議	管内の自殺未遂者支援関係機関が自殺未遂者やその家族を地域で支援する役割を確認し、支援体制を構築する。	鷹巣阿仁 福祉環境部	
5	保健センター運営委員会	健康づくり事業全般について医療・保健・福祉・地域関係者と協議し、必要な対策を計画に盛り込む。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
6	北秋田市乳幼児育成 指導連絡会議	支援が必要な乳幼児と保護者に対し適切な支援方法を検討し、乳幼児の心身の健全な育成を図る。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
7	北秋田市要保護児童 対策地域協議会	要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換・支援内容の協議を行い、児童虐待防止に努める。	健康福祉部 子ども課 子育てあんしん係	
8	登校支援ネットワーク会議	不登校児童生徒と保護者、支援する学校に対し、一人一人の状況に応じた連携体制を構築する。	教育委員会 学校教育課 義務教育係	
9	青少年育成事業	青少年問題協議会を開催し、青少年の健全な育成を図るためのネットワークを構築する。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
10	登校時見守り活動	児童・生徒の登校時の見守りと声掛けで、命を守り、支えるネットワークを構築する。	北秋田市 連合婦人会	5-2
11	高齢者福祉事業運営委員会	高齢者福祉および介護保険事業の適切な運営、公正・中立性の確保、その他サービス等の円滑かつ適切な運営を図る。	健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係	8-1

## 2 自殺対策を支える人材の育成（基本施策2）

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、その気づきに誰もが対応でき、支援につながられるよう、研修を実施します。

また、関係者間の連携調整を担う人材を養成し、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら関係機関や専門家と連携し、相談者のリスクが低下するまで支援できる人材を育成します。

### 1 様々な職種を対象とする研修

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	県北自殺予防ネットワーク研修	自殺予防ネットワーク会議の構成機関を対象に、県北ブロック単位で研修会を実施する。	鷹巣阿仁 福祉環境部	
2	県北自殺未遂者支援研修	自殺未遂者支援に携わる関係機関を対象に、県北ブロック単位で研修会を実施する。	鷹巣阿仁 福祉環境部	
3	市役所職員研修	職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入し、全庁的に自殺対策を推進するための基盤づくりとする。	総務部 総務課 総務係	6-2
4	救急救命士等の養成及び地域メディカルコントロールの推進	救急救命士の養成と救急業務高度化教育を実施する。地域メディカルコントロール協議会を通して救急救命士の資質の向上を図る。	消防本部 警防課 救急係	4-2
5	教育センター研修	生徒指導主事を対象とした児童・生徒の健全育成のための研修体制を充実させ、各校の取組に反映させる。	教育委員会 学校教育課 義務教育係	
6	民生委員児童委員主任児童委員研修	地域で孤立しがちな市民に関する情報等を把握し、問題が深刻化する前の対応策や、支援のあり方を学ぶ。	北秋田市民生委員 児童委員協議会	
7	母子保健推進員研修	乳幼児健診および地域の母子保健活動および研修会に参加し、妊産婦・乳幼児への生きる支援のための知識の向上を図る。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	

### 2 一般市民を対象とする研修

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	心のふれあい相談員養成講座	養成講座、会員への通信発行により市民の身近な場所で気づく相談員を養成する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
2	心はればれゲートキーパー養成講座	身近な人が発する自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守ることができるボランティアを養成する。	鷹巣阿仁 福祉環境部	
3	認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族も含めた支援をはじめ、自殺リスクの早期発見も含めた役割を担えるサポーターを養成する。	健康福祉部 高齢福祉課	8-1

### 3 住民への啓発と周知（基本施策3）

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合に、誰かに援助を求めることが適切だということが社会全体の共通認識となるように、啓発普及を行います。

また、市民一人一人が、悩んでいる人の存在に気づき、支援につなげる役割があるということも共有できるように啓発していきます。

#### 1 リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	自殺予防活動PR	3月の自殺予防強化月間に合わせ、各地区で活動する心のふれあい相談員が4か所の商業施設前で相談窓口等の情報提供や意識啓発を行う。	心のふれあい 相談員
2	自殺予防街頭キャンペーン	鷹巣阿仁地域自殺予防ネットワーク会議の構成機関により、キャンペーンを行い、相談窓口等の情報提供や意識啓発を行う。	鷹巣阿仁 福祉環境部
3	自殺予防啓発活動	自殺予防パンフレットを救命講習会、救急搬送出動時に配布し、一人でも多くの住民へ命と心の大切さについて啓発を図り、自殺防止に努める。	消防本部 警防課 救急係
4	図書館啓発活動	市民の生涯学習の場としての読書環境の充実を図るとともに、課題解決支援サービスの一環として、自殺防止（生きる）コーナーを設置するなど啓発活動を行う。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

#### 2 市民向け講演会・イベント等の開催

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	心の健康づくり講座	自殺予防や心の健康づくりについて講演会を開催する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
2	出前講座	市職員が地域に出向いて事業や制度についての学習会を行い、知識の普及と啓発を行うとともに市民の声を事業に反映する。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

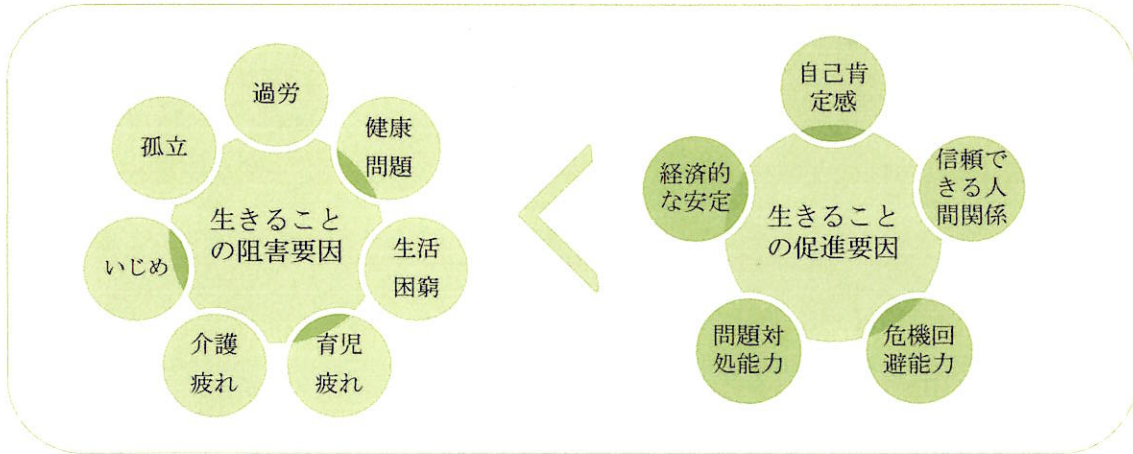
#### 3 メディアを活用した啓発

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	広報きたあきたの発行 北秋田市HPの運用	悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、広報やホームページを通して自殺対策の正しい知識の普及と情報提供を行う。	総務部 総合政策課 広報係

## 4 生きることの促進要因への支援（基本施策4）

自殺対策は、個人においても社会においても、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす視点が重要です。

自殺リスクを抱える人への支援、自殺未遂者等への支援、居場所づくり活動、関連した相談体制および環境整備を充実させます。



### 1 自殺リスクを抱える人への支援

事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1 心の健康相談	電話や来所による相談に保健師が随時対応する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
2 いのちとこころの個別相談	臨床心理士による相談に対応する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
3 診療	うつ病や統合失調症等、自殺のリスクが高い人の診断や治療に対応する。精神保健福祉士、臨床心理士による調整やカウンセリングに対応する。	市内精神科 医療機関
4 精神科訪問看護	在宅の方の服薬指導や日常生活の助言を行い、必要に応じて適切な支援が受けられるよう調整する。	市内精神科 医療機関
5 医療福祉相談	医療機関や保健福祉サービス機関との調整や、経済的問題に関すること、社会資源や利用可能な社会福祉制度について対応する。	市内精神科 医療機関
6 いのちの電話	誰にも話すことができず、孤独と絶望の中で精神的危機に直面している相談者に対し、心の支えになるよう電話相談を行う。	NPO法人 秋田いのちの 電話
7 いのちの総合相談会	心の悩み、人間関係、家庭問題、法律問題等について、弁護士、司法書士、臨床心理士、産業カウンセラー等の専門家と相談員による相談会を開催する。	NPO法人 蜘蛛の糸
8 蜘蛛の糸面談相談	常設の相談室において、中小企業経営者と経済問題の相談に応じる。	NPO法人 蜘蛛の糸



2 自殺未遂者等への支援

事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1 救急外来診療	北秋田医療圏の救急医療に対応するため、24時間体制で医療スタッフが待機している。必要に応じて、自殺未遂者支援のためのパンフレットを配布し支援につなげる。	北秋田 市民病院	
2 自殺未遂者相談支援事業	自殺企図により救急病院で入院治療中の同意の得られた市民や家族に精神的ケアや生活再建のための支援を行い、再企図を予防する。	鷹巣阿仁 福祉環境部	
3 救急事後検証会	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率ならびに技術力の向上を目指す。	消防本部 警防課 救急係	
4 救急救命士等の養成及び地域メディカルコントロールの推進	救急救命士の養成と救急業務高度化教育を実施する。地域メディカルコントロール協議会を通して救急救命士の資質の向上を図る。	消防本部 警防課 救急係	2-1

3 居場所づくり活動

事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1 きたきた希望の会	家に閉じこもりがちだった人や、仕事をしていない期間が長引いてしまった人など社会参加が困難な人の居場所づくりを行い、自立支援を行う。	北秋田市 社会福祉協議会	7-2
2 精神科ショートケア・デイケア	精神疾患の人が医療機関と在宅、社会とのつながりの中で、生活訓練を通しながら自立できるよう支援する。	市内精神科 医療機関	
3 地域福祉活動支援事業	サロンや居場所づくり、世代間交流など地域における福祉活動に対して助成支援を行う。	北秋田市 社会福祉協議会	8-4
4 自治会単位のサロン	高齢者や地域の人が家に閉じこもることで気持ちが沈むのを避けるため、身体を動かすとともに、集まった地域の人や世代間での交流を図り、安心して過ごす機会を設ける。	北秋田市自治会 連絡協議会	8-4
5 コーヒーサロン「あんず」	精神疾患の患者、その家族向けにコーヒーサロンを開設し、交流を通しながら支援する。開かれた地域づくりのために、関係機関やその他のボランティアと交流の機会を設ける。	精神保健福祉 ボランティア 「れもん会」	
6 心のふれあい相談員によるサロン	合川・米内沢・前田・阿仁合の4か所で実施。集う人がほっとしていただける場所づくりと心のふれあい相談員の育成場所として開催する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	8-1
7 心の交流サロン	冬期間、地区の会館等を保健師等が巡回し、健康相談を行う。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	8-4
8 内陸線「心の絆号」	貸切列車を利用し、参加者同士が生きる力・いのちの大切さについて理解を深め、絆を感じながら過ごすことができる場所を設ける。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
9 がんサロン	がん患者や家族が療養上の悩みや不安等を気軽に話し合い、孤独感を軽減できるような場を設ける。	北秋田虹の会	
10 認知症カフェ・チームオレンジ	認知症の人や家族、認知症に関心のある人、介護従事者など、地域で気軽に集まれる場を開設し、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	健康福祉部 高齢福祉課 各地域包括支援センター	8-2

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
11	北秋田さわやか教室	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置し、適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施する。保護者に対する相談活動も実施する。	教育委員会 学校教育課 教育センター	5-1
12	放課後児童健全育成事業	就業等により、昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	健康福祉部 子ども課 こども応援係	
13	あきたリフレッシュ学園事業	学校や日常生活に悩み疲れた子どもたちを対象に、学習指導のほか自然体験などの様々な活動を通して心と体のリフレッシュを図る機会を提供する。	教育委員会 総務課 総務係	
14	日本語教室開催事業	外国人配偶者や、市内に住んでいる技能実習生や市内小中学校のALTなどを対象に、日本語での日常会話習得、検定合格等のために教室を開設する。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
15	スポーツ・運動教室	日ごろスポーツや健康増進に取り組むことができない成人（育児・就業）世代が、身近で気軽に体験できるよう、志向や時間帯に応じた各種教室を開催する。	教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ係	
16	若者の居場所「くまっこ」	家に引きこもりがちの方が、日中安心して過ごせる居場所を定期的に提供する。	若者自立サポーターの会	7-2

#### 4 関連する相談体制の充実

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	納税・減免相談の受付	市民から納税について分納や減免、猶予の相談を受ける。税の滞納者に対し自宅訪問等により生活状況の把握に努め、必要に応じて関係機関への相談を促す。	財務部 税務課 収納係	7-1
2	非自発的失業の届出資格適性化事業	倒産・解雇・雇用止め等の理由で離職した方の国保税を減額する。	市民生活部 市民課 国保年金係	7-1
3	一部負担金減免保険給付費支給事業	医療機関へ支払う自己負担額を収入状況により減免する。	市民生活部 市民課 国保年金係	7-3
4	消費者行政推進事業	消費生活に関する相談、問題解決のための助言等の手助けをし、必要に応じ、専門家への相談機会を提供するため、県弁護士会・法律相談センター相談所を紹介する。	市民生活部 生活課 地域推進係	7-1
5	母子保健相談	幸せファミリーサポート事業、マタニティ教室、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児養育医療、乳幼児健診・相談、スキップクラブ等で相談に応じる。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
6	成人保健相談	自分測定日、成人健康診査、がん補正具助成金、のびのび運動教室、地域巡回健康相談等で相談に応じる。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
7	こども立ち寄り相談室	こどもが気軽に立ち寄り、日ごろの悩みや思いを伝え、共に考え信頼関係を築くことができる場所を開設する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	5-2
8	教育支援事業	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人一人の障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談や適正な就学に向けた支援を行う。	教育委員会 学校教育課 義務教育係	
9	北秋田市ふれあいダイヤル	子どもの教育上の悩みや心配事、就学に関する相談を、教育委員会担当者が随時受け付ける。電話相談も行う。	教育委員会 学校教育課 義務教育係	5-2
10	地域見守り活動	地域で暮らす高齢者や障がい者、社会的孤立を含む生活困難家庭等への見守りと相談支援を行う。	北秋田市民生委員 児童委員協議会	7-1 8-4

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
11	北秋田くらし相談センター	様々な要因で生活に困窮している人や世帯に対し、関係機関や地域と連携を図りながら自立に向けて支援する。また、家計再生支援も行う。	北秋田市 社会福祉協議会	7-3
12	無料法律相談	2ヶ月に一度、弁護士による法律相談会を開催する。	北秋田市 社会福祉協議会	7-1
13	エキスパートによる個別相談	経営に関する悩みや困りごと、あるいは創業や事業拡大に関する相談等に、エキスパート(専門家)がアドバイスする。	北秋田市商工会	6-2
14	金融等特別相談会	関係機関と連携し、経営上の融資相談、財務改善、新規事業販路拡大、労務相談、事業承継、事業再生相談等について相談会を開催する。	北秋田市商工会	6-2
15	経営安定特別相談事業	金融・法律・税務・労務・創業・事業承継等・経営に関する様々な悩みに商工調停士が無料で相談に応じる。	北秋田市商工会	6-2
16	職業相談	就職活動に関する相談や求人情報の提供、応募書類作成、面接対策等について支援を行う。また、能力開発のため職業訓練について案内・あっせんも行う。	公共職業安定所 鷹巣出張所	7-1 9-2
17	職業紹介	求人票に関する内容の説明、質問等の相談に対応し、紹介する。	公共職業安定所 鷹巣出張所	7-1
18	雇用保険相談	失業給付、教育訓練給付、その他各種手当についての相談、手続き等の支援を行う。	公共職業安定所 鷹巣出張所	7-1
19	少年相談活動	少年に関する悩み、心配事などを電話相談、面接相談で対応する。	北秋田警察署	5-2

## 5 生きることの促進要因への環境整備

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	福祉の雪事業	自力では雪よせが困難な世帯に対し、間口の除雪、屋根の雪下ろし、除排雪などの相談等を行うことで、冬期間の安全な在宅生活を支援する。	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	7-2 8-3
2	道路維持及び河川維持	道路及び河川使用の適正化指導に関する業務で、過ごしやすいまちづくりを推進する。	建設部 建設課 管理係	
3	都市公園・緑地等の維持管理	公園等の管理と施設の維持補修に関する業務で、過ごしやすいまちづくりを推進する。	建設部 都市計画課 都市計画住宅係	
4	市営住宅管理事業	市営住宅の維持管理・入退去管理業務を適切に行い、過ごしやすいまちづくりを推進する。	建設部 都市計画課 都市計画住宅係	
5	災害対策	地域防災計画のもと、市民の命を守るための国・県と計画的な防災対策を推進する。	総務部 総務課 危機管理係	
6	緊急通報システム整備	固定電話や火災報知機と連動したサービスを提供し、一人暮らし高齢者の緊急時の通報システムを構築する。	北秋田市 社会福祉協議会	8-4
7	スクールバス運行及び通学路安全点検	通学時の安全確保のため、スクールバスの運行、通学路の危険箇所の把握及び改善を図る。	教育委員会 学校教育課 義務教育係	

## 5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育（基本施策5）

児童・生徒の自殺予防教育については、学校での教育に留まらず、子供の身近な存在である地域での専門職がSOSの出し方教育に参画することにより、学校と地域との間での協力・連携関係の構築につながることを期待されています。

命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ他、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方についても教えることが望ましく、さまざまな事業を通して実施していきます。

## 1 SOSの出し方・受け方に関する教育の実施

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	児童・生徒を対象に、困難な事態や強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育を実施する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
2	性に関する指導	性および生命に関する科学的な知識と正しい判断力を身に付け適切な意思決定と行動選択ができる児童生徒を育成する。	北秋田市内 小・中学校
3	がん教育	児童生徒が、がんに関する正しい知識や望ましい生活習慣を身につけるとともに、命の大切さを考え、がん患者への正しい認識を深め、生きる力を育む。	北秋田市内 小・中学校
4	いのちの授業	命のかけがえのなさや大切さを実感し、自分自身の存在を肯定できるとともに、他者も大切にできるような自尊感情を育てる。	北秋田市内 小・中学校
5	性教育講座	心身の成長や発達、性感染症(エイズ含む)、妊娠、出産等について正しい知識をもち、性に関して適切に理解し、行動できるようにするため、専門家による講座を実施する。	北秋田市内 小・中学校
6	犯罪被害・非行相談防止教室	児童・生徒の実態に応じ、命の大切さや犯罪・非行防止について指導する。	北秋田警察署
7	思春期ふれあい体験	健全な母性・父性について学び、自分自身を大切にすることや相手を大切にすることを乳幼児健診受診の親子と交流する中で実感することができる機会を設ける。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
8	北秋田さわやか教室	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置し、適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施する。保護者に対する相談活動も実施する。	教育委員会 学校教育課 教育センター

4-3

2 SOSの出し方・受け方教育を推進するための連携の強化

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	子どもの健康を考える会	小中学生の健康上の問題点や課題について、関係機関で連携し適切な支援方法を検討することにより、子どもの心身の健全な育成を図る。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
2	こども立ち寄り相談室	こどもが気軽に立ち寄り、日ごろの悩みや思いを伝え、共に考え信頼関係を築くことができる場所を開設する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
3	家庭教育支援推進事業	家庭教育支援チームが主体となり、子育て世代を対象とした家庭教育講座等を開催し、親子の交流機会の提供や子育て相談に対応する。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
4	健康相談	心身の健康に関する問題について、児童・生徒や保護者に対し関係者が連携し、相談を通して問題の解決を図るため、養護教諭、学級担任、学校医等による相談を実施する。	北秋田市 小・中学校
5	学校保健委員会	学校における健康問題を協議し、健康づくりを推進する。	北秋田市 小・中学校
6	「いじめ」に関する実態調査	各校で実態調査を実施し、自校の取組に生かす。各校のいじめ防止基本方針の点検と見直しを行う。	教育委員会 学校教育課 義務教育係
7	登校支援ネットワーク会議	不登校児童生徒と保護者、支援する学校に対し、一人一人の状況に応じた連携体制を構築する。	教育委員会 学校教育課 義務教育係
8	教育センター事業	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、実態に基づいた研修体制を充実させ、各学校での取組に反映させる。	教育委員会 学校教育課 教育センター
9	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	健康福祉部 こども課 こども応援係
10	学校保健事業	学校保健安全法に基づき、学校に学校医を置いて児童生徒の健康管理を行う。また労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施する。	教育委員会 学校教育課 義務教育係
11	北秋田市職場体験	望ましい勤労観、職業観を育てることを目的とし、中学生等を対象に職場体験学習を実施する。	教育委員会 学校教育課 教育センター
12	北秋田市ふれあいダイヤル	子どもの教育上の悩みや心配事、就学に関する相談を、教育委員会担当者が随時受け付ける。電話相談も行う。	教育委員会 学校教育課 義務教育係
13	少年相談活動	少年に関する悩み、心配事などを電話相談、面接相談で対応する。	北秋田警察署
14	児童委員・主任児童委員活動	いじめや不登校、子どもの貧困、虐待など、地域で孤立しがちな親子に関する情報を把握し、問題が深刻化する前の対応や、支援のあり方を考える。	北秋田市民生委員 児童委員協議会
15	いのちの電話	誰にも話すことができず、孤独と絶望の中で精神的危機に直面している相談者に対し、心の支えになるよう電話相談を行う。	NPO法人 秋田いのちの 電話
16	登校時見守り活動	児童・生徒の登校時の見守りと声掛けで、命を守り、支えるネットワークを構築する。	北秋田市 連合婦人会

4-4

4-4

4-4

4-1  
7-1  
8-4

1

## 6 勤務・経営対策（重点施策1）

勤務環境、労働環境の多様化に対応し、職場におけるメンタルヘルス対策、安定した経営・雇用のための相談事業について関係機関と連携を図りながら推進していきます。

## 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	事業所定期診断等	職員の心身健康の保持のため定期診断等を行い、健診の事後指導も合わせて実施する。	総務部 総務課 総務係
2	市役所職員研修	職員研修の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入し、全庁的に自殺対策を推進するための基盤づくりとする。	総務部 総務課 総務係
3	新規高卒者就職支援	新規高卒者に関する就職状況や進路について、ハローワーク、県高等学校長協会、県、市、と意見交換を行い、県内就職の促進につなげていく。	北秋田市商工会

2-1

## 2 経営・雇用に対する相談事業の実施

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	中小企業振興資金保証料補給金	低利の融資あっせんや、中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成、信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助等を行う。	産業部 商工観光課 商工労働係
2	農業人材力強化総合支援事業・新規就農者育成総合対策	就農前の研修段階および経営の不安定な就農初期段階の青年等に対し5年または3年を限度とし資金を交付する。	産業部 農林課 農業振興係
3	蜘蛛の糸面談相談	常設の相談室において、中小企業経営者と経済問題の相談に応じる。	NPO法人 蜘蛛の糸
4	エキスパートによる個別相談	経営に関する悩みや困りごと、あるいは創業や事業拡大に関する相談等に、エキスパート(専門家)がアドバイスする。	北秋田市商工会
5	経営改善普及事業	小規模企業の経営や技術の改善発達を図るため、経営指導員等が、金融、税務、労務等の相談や指導を実施する。	北秋田市商工会
6	金融等特別相談会	関係機関と連携し、経営上の融資相談、財務改善、新規事業販路拡大、労務相談、事業承継、事業再生相談等について相談会を開催する。	北秋田市商工会
7	経営安定特別相談事業	金融・法律・税務・労務・創業・事業承継等・経営に関する様々な悩みに商工調停士が無料で相談に応じる。	北秋田市商工会
8	北秋田市事業承継支援連携協定事業	中小企業の経営者の高齢化、後継者不在問題について、次世代への経営資源のスムーズな承継ができるように関係団体が相互に連携・協力支援を実施する。	北秋田市商工会

4-1

4-4

4-4

4-4

## 7 生活困窮者対策（重点施策2）

生活困窮者は様々な障がい、介護、多重債務、労働の多様な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な困窮に加えて、周りの人との関係が薄くなり、社会的に孤立しやすい傾向があります。

生活に密着した問題について早期発見、早期解決に努め、その後の支援につなげることができるように、相談支援や生活支援を制度と連動させて推進します。

## 1 相談支援、人材育成の推進

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	納税・減免相談の受付	市民から納税について分納や減免、猶予の相談を受ける。税の滞納者に対し自宅訪問等により生活状況の把握に努め、必要に応じて関係機関への相談を促す。	財務部 税務課 収納係	4-4
2	消費者行政推進事業	消費生活に関する相談、問題解決のための助言等の手助けし、必要に応じ、専門家への相談機会を提供するため、県弁護士会・法律相談センター相談所を紹介する。	市民生活部 生活課 地域推進係	4-4
3	非自発的失業の届出 資格適性化事業	倒産・解雇・雇用止め等の理由で離職した方の国保税を減額する。	市民生活部 市民課 国保年金係	4-4
4	医療福祉相談	医療機関や保健福祉サービス機関との調整や、経済的問題に関すること、社会資源や利用可能な社会福祉制度について対応する。	市内精神科 医療機関	4-1 8-3
5	地域見守り活動	地域で暮らす高齢者や障がい者、社会的孤立を含む生活困難家庭等への見守りと相談支援を行う。	北秋田市民生委員 児童委員協議会	4-4 8-4
6	無料法律相談	2ヶ月に一度、弁護士による法律相談会を開催する。	北秋田市 社会福祉協議会	4-4
7	職業相談	就職活動に関する相談や求人情報の提供、応募書類作成、面接対策等について支援を行う。また、能力開発のため職業訓練について案内・あっせんも行う。	公共職業安定所 鷹巣出張所	4-4 9-2
8	職業紹介	求人票に関する内容の説明、質問等の相談に対応し、紹介する。	公共職業安定所 鷹巣出張所	4-4
9	雇用保険相談	失業給付、教育訓練給付、その他各種手当についての相談、手続き等の支援を行う。	公共職業安定所 鷹巣出張所	4-4
10	いのちの電話	誰にも話すことができず、孤独と絶望の中で精神的危機に直面している相談者に対し、心の支えになるよう電話相談を行う。	NPO法人 秋田いのちの 電話	4-1 5-2 8-4
11	いのちの総合相談会	心の悩み、人間関係、家庭問題、法律問題等について、弁護士、司法書士、臨床心理士、産業カウンセラー等の専門家と相談員による相談会を開催する。	NPO法人 蜘蛛の糸	4-1 8-4

## 2 居場所づくりや生活支援の充実

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	きたきた希望の会	家に閉じこもりがちだった方人や、仕事をしていない期間が長引いてしまった人など社会参加が困難な人の居場所づくりを行い、自立支援を行う。	北秋田市 社会福祉協議会	4-3
2	福祉の雪事業	住民税非課税世帯を対象とし、65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯など、自力では雪よせが困難な世帯に対し、除排雪などの経費支援及び業者斡旋等を実施する。	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	4-5 8-3
3	若者の居場所「くまっこ」	家に引きこもりがちの方が、日中安心して過ごせる居場所を定期的に提供する。	若者自立サポーターの会	4-3

## 3 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	市営住宅整備事業	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に市営住宅を整備する。	建設部 都市計画課 都市計画住宅係	
2	市営住宅家賃滞納対策	市営住宅の滞納使用料の効率的収納と自主納付を促進し、住宅使用料の収納率向上を図る。	建設部 都市計画課 都市計画住宅係	
3	就学援助と特別支援教育就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	教育委員会 学校教育課 義務教育係	
4	一部負担金減免 保険給付費支給事業	医療機関へ支払う自己負担額を収入状況により減免する。	市民生活部 市民課 国保年金係	4-4
5	たすけあい資金貸付事業	低所得者世帯及び生活困窮者世帯を対象に、一時的な生活資金の貸付を行い、生活の安定を図る。	北秋田市 社会福祉協議会	
6	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長を促進する。	北秋田市 社会福祉協議会	
7	北秋田くらし相談センター	様々な要因で生活に困窮している人や世帯に対し、関係機関や地域と連携を図りながら自立に向けて支援する。また、家計再生支援も実施する。	北秋田市 社会福祉協議会	4-4
8	フードバンク支援	コープフードバンクとの連携や善意で寄せられた保存食料を生活困窮世帯に対して提供し、一時的な食料支援を実施する。	北秋田市 社会福祉協議会	



## 8 高齢者対策（重点施策3）

うつ病を含め、高齢者の自殺の原因として最も多い健康問題について、これから高齢化率が一層高くなることも見据え、健康、医療、介護、生活に関係する団体等で連携し、包括的な支援ができるようにします。

また、要介護者と家族を地域で支えることができるシステムを構築するほか、健康寿命の延伸のため社会参加を促進し、孤立や孤独を防止する働きかけを強化します。

### 1 包括的な支援のための連携の推進

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	地域包括支援センター運営事業	高齢者福祉事業運営委員会の開催、介護予防ケアマネジメント事業・総合相談支援事業・権利擁護事業・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業・地域ケア会議を実施する。	健康福祉部 高齢福祉課 各地域包括支援センター	1
2	認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。	健康福祉部 高齢福祉課	2-2
3	心のふれあい相談員によるサロン	合川・米内沢・前田・阿仁合の4か所で実施。集う人がほっとしていただける場所づくりと心のふれあい相談員の育成場所として開催。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	4-3

### 2 地域における要介護者および家族に対する支援

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	地域包括支援センター運営事業 (総合相談支援事業)	高齢者とその家族に対して必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、必要な関係機関につなぐ。	健康福祉部 高齢福祉課 各地域包括支援センター	
2	家族介護支援事業	在宅で介護している家族等に対し、リフレッシュする機会を提供し、身体的及び精神的負担の軽減を図る。	健康福祉部 高齢福祉課 各地域包括支援センター	
3	認知症カフェ・チームオレンジ	認知症の人や家族、認知症に関心のある人、介護従事者など、地域で気軽に集まれる場を開設し、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	健康福祉部 高齢福祉課 各地域包括支援センター	4-3

## 3 高齢者の健康不安に対する支援

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	ホッと・あい訪問 (高齢者巡回訪問)	75歳以上の市民を対象に、冬期間に後期高齢者宅を訪問し、心身の健康状態の確認、必要に応じて相談機関の紹介等も行う。うつチェックも同時に実施する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
2	福祉の雪事業	住民税非課税世帯を対象とし、65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯など、自力では雪よせが困難な世帯に対し、除排雪などの経費支援及び業者斡旋等を実施する。	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	4-5 7-2
3	食の自立支援事業 (配食サービス)	おおむね65歳以上の一人暮らし・高齢者のみの世帯等で調理が困難となった人に、バランスのとれた食事を提供するとともに、配達時の声かけで安否確認を実施する。	健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	
4	重複・頻回受診訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行う。(秋田県後期高齢者医療広域連合が選定した対象者に保健師が訪問指導)	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
5	医療福祉相談	医療・福祉機関との連絡・相談窓口として、患者や住民により良い医療・看護・介護サービスが提供できるよう支援・調整する。	市内精神科 医療機関	4-1 7-1

## 4 社会参加の強化と孤独・孤立の防止

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
1	心の交流サロン	冬期間、地区の会館等を保健師等が巡回し、健康相談を行う。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	4-3
2	フレイル予防教室	住民主体の通いの場(サロン等)を会場に、フレイルチェック、運動・栄養指導を行う。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係	
3	高齢者教育	市内4地区において高齢者を対象とした学びの場を提供し、生きがいがづくり、仲間づくりに繋がる高齢者大学の開設(講座、移動研修、クラブ活動等)。	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	
4	地域見守り活動	高齢者や障がい者、社会的孤立を含む生活困難家庭等への見守りと相談支援を実施。要援護者に対し、住民や関係機関・団体との連携を通じた地域福祉活動の推進を図る。	北秋田市民生委員 児童委員協議会	4-4 7-1
5	地域福祉活動支援事業	サロンや居場所づくり、世代間交流など地域における福祉活動に対して助成支援を行う。	北秋田市 社会福祉協議会	4-3
6	一人暮らし等高齢者交流会	一人暮らし高齢者を対象に、親睦を目的にした交流会や健康・安全に関する勉強会、外出機会を増やすための移動研修会を開催する。	北秋田市 社会福祉協議会	
7	緊急通報システム整備	固定電話や火災報知機と連動したサービスを提供し、一人暮らし高齢者の緊急時の通報システムを構築する。	北秋田市 社会福祉協議会	4-5

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体	
8	自治会単位のサロン	高齢の一人暮らしの人が家に閉じこもることで気持ちが沈むのを避けるため、身体を動かすとともに他人との交流を図り過ごす機会を設ける。	北秋田市 自治会連絡協議会	4-3
9	春秋クリーンナップ	クリーンナップを通して、地域の環境整備をするとともに、集まった方と地域の情報交換をしながら、関係機関との橋渡しが出来よう努める。	北秋田市 自治会連絡協議会	
10	友愛訪問活動	高齢者及び高齢弱者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう声掛けや訪問による活動を進める。定例会を開催し、地域の情報交換を行い会員同士の親交を深める。	北秋田市 老人クラブ連合会	
11	サロンへの啓発活動	婦人会の役員が、地域での孤立防止のため、声かけをしながらサロンへの誘い掛けを行う。	北秋田市 連合婦人会	
12	サロンへの協力	各地区のサロンに婦人会の役員が参加し、手伝いをしながら情報交換を行い、参加者の近況を確認したり、気になる人への声掛けを実施する。	北秋田市 連合婦人会	
13	いのちの電話	誰にも話すことができず、孤独と絶望の中で精神的危機に直面している相談者に対し、心の支えになるよう電話相談を行う。	NPO法人 秋田いのちの 電話	4-1 5-2 7-1
14	いのちの総合相談会	心の悩み、人間関係、家庭問題、法律問題等について、弁護士、司法書士、臨床心理士、産業カウンセラー等の専門家と相談員による相談会を開催する。	NPO法人 蜘蛛の糸	4-1 7-1

## 9 新 女性に対する支援（重点施策4）

見直し後の自殺総合対策大綱では「女性の自殺対策を更に推進する」が重点施策に追加されました。本市の女性の自殺者数の特徴としては、60歳以上が半数以上を占めており、高齢期の自殺者数が多いことに加え、20歳代、30歳代、40歳代の自殺者もみられます。

全国的にみると、全体としての自殺者数は、低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も上回りました。そのため、女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、対策を講じる必要があります。

## 1 妊産婦への支援の充実

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	母子健康手帳交付	保健師・助産師が健康相談を行いながら、母子健康手帳を交付する。また、交付時に健康相談を行うことで、自殺リスクの高い妊婦の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し、早期に支援につなげる。	子育て世代包括支援センター 1
2	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後2か月位までにすべての家庭を訪問し、養育環境の把握を行う他、相談・助言などの援助を行う。また、訪問の際に、産婦にエジンバラ産後うつ病質問票を記入してもらうことで、必要な支援に早期につなげる。	子育て世代包括支援センター 2-2
3	乳幼児健康診査・育児相談	乳幼児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見と対応に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、早期に支援につなげる。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係 2-2
4	新 あのね、助産師さん	助産師が、産前産後の妊産婦に対し、育児や体調に関する心配事などの相談に応じる。また、必要に応じて関係機関と連携し、早期に支援につなげる。	子育て世代包括支援センター
5	新 きたあきた赤ちゃん応援事業	妊娠期から子育てまで継続的かつ身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うとともに、経済的支援を一体的に実施する。	子育て世代包括支援センター・こども課
6	新 子ども家庭総合支援拠点	すべてのお子さんとその家庭や妊産婦を対象に、家庭相談員等が相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。	健康福祉部 こども課 子育てあんしん係

## 2 働き世代の女性の支援

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	職業相談	就職活動に関する相談や求人情報の提供、応募書類作成、面接対策等について支援を行う。また、能力開発のため職業訓練について案内・あっせんも行う。	公共職業安定所 鷹巣出張所 4-4 7-1
2	病後児保育	病気やケガが回復してきているものの、まだ体調が万全でないお子さんを、医師の診断のもと保育する。	健康福祉部 こども課 こども応援係
3	ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員が、母子家庭、父子家庭、寡婦の方が抱えている悩みの相談を受け付ける。	健康福祉部 こども課 子育てあんしん係
4	夜間・休日相談窓口の開設	夜間・休日納税相談窓口を開設し、平日の日中來庁できない納税者等への支援を行う。	財務部 税務課 収納係
5	新 女性のがん検診	早期発見・早期治療を目的として、がん検診の受診勧奨を行う。受診できる医療機関の充実など、受診しやすい環境を整備する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係

### 3 困難な問題を抱える女性への支援

	事業	事業内容	担当課名 関係機関 関係団体
1	ふきのとうホットライン	思いがけない妊娠や女性の健康相談、妊娠・出産を理由とする解雇等の問題に対応する。	秋田県
2	性犯罪・性暴力被害者相談	性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を進める。また、本人の希望に応じた相談・支援先に早期につなぐ。	秋田県
3	納税・減免相談の受付	市民から納税について分納や減免、猶予の相談を受ける。税の滞納者に対し自宅訪問等により生活状況の把握に努め、必要に応じて関係機関への相談を促す。	財務部 税務課 収納係

### 3 評価指標

取組事業の実績を毎年度把握し、評価を行い、次年度に向けた取組の展開をしていきます。

#### 1 地域におけるネットワークの強化に係る評価指標

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
	実績	現状	計画期間（5年間）					
北秋田市いのち支える自殺対策 計画策定・評価委員会開催回数 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	評価委員会 1回	評価委員会 2回	評価委員会 1回	評価委員会 1回	評価委員会 1回	評価委員会 1回	3期計画 評価委員会 2回	
北秋田市いのち支える自殺対策 庁内推進委員会開催回数 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	1回	2回	1回	1回	1回	1回	3回	

#### 2 自殺対策を支える人材の育成に係る評価指標

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
	実績	現状	計画期間（5年間）					
心のふれあい相談員 新規認定者数 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	6人	7人	10人 以上	10人 以上	10人 以上	10人 以上	10人 以上	
心はればれゲート キーパー養成講座 受講者数 【鷹巣阿仁福祉環境部】	県開催	1回 13人	1回 9人	30人	30人	30人	30人	
	巡回型 (地域や企業・団 体単位での開催)	0人	0人	40人	40人	40人	40人	
	市役所 職員	1回 20人	1回 11人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	1回 30人	

3 住民への啓発と周知に係る評価指標

	2022年度 R4	2023年度 R5	2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10
	実績	現状	計画期間（5年間）				
心のふれあい相談員による自殺予防活動での啓発 【北秋田市心のふれあい相談員】	なし	1カ所 6人	4カ所 400人	4カ所 400人	4カ所 400人	4カ所 400人	4カ所 400人
心の健康づくり講演会の参加人数 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	2回 83人	2回 87人	2回 150人	2回 150人	2回 150人	2回 150人	2回 150人
普通救命講習・上級救命講習受講者への自殺予防に関する啓発（2019年より） 【消防本部警防課救急係】	21回 409人	28回 468人	500人	500人	500人	500人	500人

4 生きることの促進要因への支援に係る評価指標

	2022年度 R4	2023年度 R5	2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10
	実績	現状	計画期間（5年間）				
心の健康相談をする人数（来所、訪問、電話での保健師相談対応） 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	24件	15件	窓口としての機能を継続する				
心のふれあい相談員によるサロンの利用者数 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	4会場 540人	4会場 540人	4会場 560人	4会場 580人	4会場 600人	4会場 620人	4会場 640人
誰も相談する人がいないと回答する市民の割合※	9.5%	10.6%	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少

※北秋田市民意識調査 心と身体に関する設問「あなたは、悩みや不安を相談できる人はいますか」調査結果より

## 5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育に係る評価指標

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	実績	現状	計画期間（5年間）				
児童・生徒のSOSの出し方に関する教育実施学校数（2019年より） 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	全中学校 205人	全中学校、 阿仁学園 後期課程 188人	全中学校、 阿仁学園 後期課程	全中学校、 阿仁学園 後期課程	全中学校、 阿仁学園 後期課程	全中学校、 阿仁学園 後期課程	全中学校、 阿仁学園 後期課程
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合※	82.1%	73.3%	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合※	79.8%	72.1%	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上
困り事や不安がある時に先生や学校にいる大人に相談できる児童生徒の割合※	72.1%	54.5%	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上

※文部科学省 国立教育政策研究所 「全国学力・学習状況調査」報告書による北秋田市内中学3年生の生徒の調査結果（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合の合計に基づき作成）

## 6 勤務・経営対策に係る評価指標

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	実績	現状	計画期間（5年間）				
エキスパートによる個別相談件数（経営危機に陥る前の各種支援） 【北秋田市商工会】	56件	57件	相談窓口としての機能を継続する				
経営改善普及事業を利用する件数（経営指導員・支援員による巡回訪問） 【北秋田市商工会】	5,407件	3,033件	相談窓口としての機能を継続する				
ストレスチェックの受診率※1 【総務部総務課総務係】	99.3%	99.3%	100%	100%	100%	100%	100%
ストレスチェック判定による「やや高い」「高い」割合※2 【総務部総務課総務係】	50.1%	54.0%	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少

※1 労働安全衛生法第66条の10の規定に基づくストレスチェック制度で北秋田市役所では平成28年度より実施。

職員自身のストレスへの気付きおよびその対処の支援、並びに職場環境の改善を通じて、心の不調に陥ることを未然に防止する一次予防を目的としている。

※2 判定区分はストレスが「低い」「やや低い」「やや高い」「高い」の4区分。



7 生活困窮者対策に係る評価指標

	2022年度 R4	2023年度 R5	2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10
	実績	現状	計画期間（5年間）				
消費生活相談による相談件数 【市民生活部生活課地域推進係】	105件	100件	相談窓口としての機能を継続する				
北秋田くらし相談支援センター で支援する新規相談受付件数 【北秋田市社会福祉協議会】	78件	67件	相談窓口としての機能を継続する				
フードバンク支援の利用件数 【北秋田市社会福祉協議会】	65件	58件	相談窓口としての機能を継続する				

8 高齢者対策に係る評価指標

	2022年度 R4	2023年度 R5	2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10
	実績	現状	計画期間（5年間）				
認知症サポーター養成講座の受講者への自殺予防に関する啓発 （2019年より） 【健康福祉部高齢福祉課】	163人	134人	500人	500人	500人	500人	500人
ホッとあい訪問等で実施した高齢者のうつチェックによる介入対象者の割合※1 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	該当なし	該当なし	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下	10%以下
うつチェックの二次アセスメント実施者のうち関係機関等につなぐことができた割合※2 【健康福祉部医療健康課健康推進係】	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※1 75歳以上の高齢者巡回訪問「ホッとあい訪問」「巡回健康相談」「心の交流サロン」でうつに関するチェックリストを実施。5項目中、2項目以上該当した場合、介入対象者として二次アセスメントを実施する。

※2 二次アセスメントで症状の有無を保健師が評価し、介入対象ではない人と、うつのリスクが高く何らかの支援が必要な人にわけ、医療機関等の関係機関につないだり、保健師による継続訪問を実施している。

9

## 新 女性に対する支援に係る評価指標

	2023年度 R5	2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10
	現状	計画期間（5年間）				
妊娠11週までの 母子健康手帳交付割合	97.7%	100%	100%	100%	100%	100%
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）に おけるエジンバラ産後うつ病質 問票※1判定による「うつの可能 性が高い」人の割合	4.1%	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少
乳幼児健康診査・育児相談にお けるアンケート結果より、母の 気分や体調が「よい」と答える 人の割合	74.5%	100%	100%	100%	100%	100%
「あのね、助産師さん」での 相談件数	14回 29件	相談窓口としての機能を継続する				
子育てに関して「相談できる人 がいる」と答える割合※2	75.7%	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加
女性のがん検診受診率※3	集計結果は R6年度中	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加

※1 エジンバラ産後うつ病質問票・・・産後うつ病をスクリーニングするために開発された自己記入式の評価票。  
総合点数が9点以上を「うつの可能性が高い」とする。

※2 北秋田市民意識調査 子育てに関する設問「あなたは子育てに関して気軽に相談できる人はいますか」調査結果より。

※3 地域保健報告における子宮がん検診20歳～69歳までの受診率。参考R4：10.5%

## 参考資料1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

### 目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）

第3章 基本的施策（第15条—第22条）

第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の現実を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解決に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備の充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、教育、労働その他の関連機関との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を構ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進の資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和22年法律第26条)第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び講じた自殺対策に関する報告者を提出しなければならない。

## 第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うように努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺する危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることはないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

(2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣も申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 全2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 参考資料2 自殺総合対策大綱の概要(令和4年10月14日閣議決定)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

◎自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

◎自殺はその多くが追い込まれた末の死である

◎年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

◎地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

◎新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)

### 第3 自殺総合対策の基本指針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関係施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を促進する。
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベル実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体と連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

◎先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少  
(平成27年18.5⇒令和8年13.0以下)

WHO：仏13.8(2014)  
米13.8(2015)  
独12.3(2015)  
加11.5(2013)  
英7.5(2015)  
伊6.6(2015)

### 第6 推進体制

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

## 参考資料3 北秋田市いのち支える自殺対策策定・評価委員会設置要綱

## 北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員会設置要綱

平成30年5月14日 告示第83号

## (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく北秋田市いのち支える自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定及びその実施状況等の評価に当たり、広く意見を求めることにより総合的な計画の策定及び評価を実施し、市における自殺対策を推進するため、北秋田市自殺対策計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会において所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定および評価の実施に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他全市民の自殺対策について必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 医療保健福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体等を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。



## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 委員会の運営に関する事務を掌理させるため、事務局を健康福祉部医療健康課健康推進係に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則 (平成30年5月14日 告示第83号)

## (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

## (最初の会議の招集)

2 この告示の規定による最初の委員会の会議は、第6条1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 参考資料4 令和5年度北秋田市いのち支える自殺対策計画策定・評価委員名簿

No.	所属機関・団体	職名等	委員名
1	たかのす今村クリニック	精神保健福祉士	仙当 陽子
2	北秋田市民病院	精神保健福祉士	藤田 裕太郎
3	北秋田市民生委員児童委員協議会	会長	柏木 清一
4	北秋田市社会福祉協議会	地域福祉部 部長	野崎 祐
5	北秋田市商工会	事務局長	田村 泰
6	北秋田市自治会連絡協議会	会長	石川 仁司
7	北秋田市老人クラブ連合会	副会長	山田 昌蔵
8	北秋田市連合婦人会	副会長	松橋 セツ子
9	精神保健福祉ボランティア れもんの会	代表	小坂 和子
10	心のふれあい相談員	代表	佐藤 和枝
11	北秋田市教育委員会 学校教育課	政策監(兼)学校教育課長	湊 貞宗
12	北秋田市学校養護教諭部会	綴子小学校 養護教諭	今井 小百合
13	北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部企画福祉課	技師(保健師)	小田島 亮汰
14	大館公共職業安定所鷹巣出張所	就職促進指導官	山田 典子
15	北秋田警察署	生活安全課 生活安全係長	佐藤 敏
16	北秋田市消防本部	主査	近藤 大斗
17	北秋田市健康福祉部高齢福祉課 高齢福祉係	係長	高橋 浩二
18	北秋田市健康福祉部福祉課 地域障がい福祉係	係長	工藤 留理子
19	北秋田市市民生活部市民生活課 地域推進係	主査	平川 優子

## 参考資料5 北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進会議設置要綱

## 北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進会議設置要綱

平成30年5月14日 告示第84号

## (設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、本市における自殺に関する総合対策を推進するため、北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る庁内体制の整備に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (4) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (5) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (6) 自殺対策計画の実施に関すること。
- (7) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は市長の職にある者を、副委員長には副市長及び教育長の職にある者を充てる。

## (職務)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、その事務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 推進委員は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進会議の事務に参画する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めた場合は、推進会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(検討チーム)

第6条 委員長は、自殺対策を推進する上での個別の課題やテーマを検討させるため、必要に応じて、推進会議の下に検討チームを設置することができる。

2 検討チームの名称、所掌事務、構成員等は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議及び検討チームの庶務は、健康福祉部医療健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成30年5月14日 告示第84号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

北秋田市いのち支える自殺対策庁内推進会議構成員

	役職	構成員
1	委員長	市長
2	副委員長	副市長
3	副委員長	教育長
4	推進委員	総務部長
5	推進委員	財務部長
6	推進委員	市民生活部長
7	推進委員	健康福祉部長
8	推進委員	産業部長
9	推進委員	産業部政策監
10	推進委員	建設部長
11	推進委員	会計管理者
12	推進委員	消防長
13	推進委員	教育次長
14	推進委員	議会事務局長

**第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画  
(令和6年3月発行)**

発行：北秋田市

編集：北秋田市役所 健康福祉部 医療健康課

〒018-3315

秋田県北秋田市宮前町9番69号

電話：0186-62-6666